

# 日本制度通

二

卷二

氏族の事

官制の事

位階勲位の事

俸禄の事

律令格式の事

刑法の事

學制の事

兵制の事

都府の事

國郡郷庄の事

7邊 3

677

2



門  
號 677  
卷 2

日本制度通卷二

萩野由之

小中村義象

同著

氏族の事

上古の族制を以て國を建てしむ。其制最嚴重  
ありき。さて氏ハ内なり。同宗一家の義中臣、齋部、

藤原、源、平の類是かり。姓ハ株根なり。家格の尊卑  
を分つ。義臣、連、朝臣、宿祢の類是かり。  
氏族考、職原抄標注

別記

日本制度通

卷二

一

按るるふ。古史には往々これを通用して。氏を  
姓といひ。又氏と姓とを連ねて姓とも氏とも  
いひし事あり。賜姓爲藤原氏。まゝ倭直、粟隈、首  
等三十八氏紀日本ふとの類なり。されと粟隈、藤  
原即なり。姓ともいふし。朝臣、首即ふとを  
氏といひ。ことなり。先儒往々字義の爲に  
誤まられて。混説せしもの有り。宜しく甄別を  
し。

氏を命すること。既太古ふ始まる。神武天皇  
元を建てたまひしより後。人衆蕃殖して本末分

れ族類漸繁し。仍て朝廷は、其職事、住所、功業等よ  
就きて氏を命し稱を立てし。以て臣職ふ供せし  
む。而して太政は參與するものと。小技ふ與るも  
のとい。おのつゝら階級ふうるへうす。此を以  
て又姓カネの制あり。其類概左の如し。

臣 <small>オミ</small>	連 <small>ムラシ</small>	伴造 <small>トモミヤツク</small>	國造 <small>クニミヤク</small>	別 <small>ワケ</small>	君 <small>キミ</small>	直 <small>アタエ</small>	縣主 <small>アガタヌシ</small>
稻置 <small>イナギ</small>	村主 <small>ムラナリ</small>						

この數等の姓を以て。百氏の序次を立てたれと  
も。當時世官世職にて。家々の尊卑ハ一定して移  
らる。氏姓と職官といつゝより二つふらさりき。

按まゝるふ。開闢以來。天皇よゝ姓なく氏なく。萬世一統ふまゝに事い。無上の尊貴よゝて。統へざる所なきを以てあり。漢史よ我天皇を稱して姓阿毎といふものい。訛傳ふして己を以て他を測きる誤あり。

允恭天皇の時紀元千七百十五年及ひて。諸氏人或は誤て己の氏姓を失ひ。或は故に貴族を冒し。上下相争ひしうい。探湯せしめて以て詐冒を正す。後又戸籍を正し。氏族志鈔を修め。官よ治部省ありて。本姓繼嗣婚姻を掌り。族制を明にまゝるの政。列

朝絶ゆることなし。日本紀、令義解、姓氏録

氏小大氏あり。小氏有り。大氏ハ宗家よゝて小氏の支流あり。たとへい阿倍氏の大氏小して。是より別まゝふ阿倍志斐氏、阿倍間人氏よゝ小氏あり。中臣氏の大氏よゝて。中臣酒人氏、中臣宮處氏よゝ小氏よゝ如し。小氏の大氏よ従ひ。大氏衰ふれい。小氏の然るへき人大氏を繼ぐ。大氏小氏各屬民有り。これを部曲、又品部、民部よゝ稱す。諸氏各これありて。其數頗多けれい概して百八十部といへり。

紀元千三百年代の初。大化の新政あり。世職を廢して遷替の官とあり。氏姓と職官とこれより分きぬ。天武天皇の白鳳十二年紀元千三百四十四年新よ八色の姓を設けて天下の萬姓を改めらる。

真人マヒト 朝臣アサミ 宿祢スクネ 忌寸イミサ 道師ミチシ 臣連

稻置

按もるふ。從來臣連よりものい多くい真人朝臣の姓を賜よりぬ。さるる臣連は賤しき人よ限まらることし。

帝初め八姓を以て。悉く萬姓を改易せんと思し召したれと未及をさりしふや。此後も尚舊姓のまゝなる。君首、造、縣主、直、村主、史、王、勝、祝、伎、使主、我孫、吉志等の姓あり。日本紀續日その姓を賜ふに。當時の功勳を上よしたれい。舊き名族よての下よ列せしも少らさりき。古語拾遺されい此後も功あれい。姓を進め。罪あれい。降し。同氏よても姓異なるものあり。姓なきものあり。猶今の五等爵の如し。此よ於て古制一變し。從來官職めきたるもの全く門閥のさまといふれり。天下の諸氏を

て。必氏上もいふ氏長者と氏助等を定めしめ。又一代毎  
 子本系帳をも上らしめらる。日本紀續日本紀弘仁私記序  
 嵯峨天皇の弘仁五年七紀元千四年百姓氏録成る初  
 て三別の称を立てし。萬姓の出自を明ます。天神  
 地祇の胄を神別とし。天皇皇子の派を皇別とし。  
 漢土三韓の族を蕃別とし。以て内外同異の次第  
 を序つ。初め外交の盛ふりしより。蕃人歸化するも  
 の年々多く。概、姓を賜ひて臣民に列せしむとも。  
 天朝の蕃種を待とる事固より制限あるの故也。  
 遂に詐りて高貴の枝葉ふり。神明の胤なりふ

と、稱して。以て榮寵を蒙らむと欲するものも  
 ありき。此に至りて真偽を明らふ。氏族の紛亂  
 を正されたり。姓氏錄日本後紀  
 桓武天皇紀元千四百年代より後。皇子皇孫に姓を賜ふ  
 べし。皆源氏平氏を以てす。平氏より桓武平氏以  
 下四流あり。源氏より嵯峨源氏以下十四流あり  
 て。就中桓武平氏と清和源氏とい。東西諸國に蔓  
 衍して最強盛ふりき。  
 藤原氏勢を得るよ及び。紀元千七八百年代の頃  
 に至りてい。藤原の族殊に國郡に蔓衍せり。此ふ

於て或ハ居地ニヨリ。或ハ先職ニヨリテ。稱號を  
定め。近藤、武藤、齋藤、加藤、首藤等の稱起る。これを  
家名ケミヤウといふ。源平二氏ニ於けるも亦同し。  
初メ族制の尚嚴ナリシ時。人臣の氏を命ジ姓を  
賜ヒしもの。姓氏録ニ收ビる所一千一百八十二  
氏。他書ニ散見スるものを併せて。都て二千八百  
九十八氏。多ラサる。非ニ藤原、橘、源、平の四氏  
諸國ニ蕃殖して。勢威を得るに及ヒてハ。古の諸氏  
ハ漸凋零して。聞ゆることなきもの十ニ八九ナ  
リ。氏族考

初メ諸名族ハ各祠を其住地ニ建テ。其祖先を  
祭レリ。これを氏神といふ。其族人を氏人又氏子  
といふ。佛法の盛ナリシ時。寺をも建テ。之  
をハ氏寺といハリ。續日本後紀三代實錄天氏人  
台座主記興福寺縁起  
たるものハ。歳時祭祀して以て祖業を墜サ  
んことを祈る。千九百年代の比まで。武人の戦陣  
に臨ムも。必まづ祖先の勲業を名告リ。敵を擇  
ヒて後ニ戦フこと多ラキ。亦上古念祖の意厚  
ク。出自を重んじ。族制を正シ。遺風ナリ。源平盛  
衰記、平  
家物語

然る小此後又至りてい。家名専ら行それしうい。漸古氏を失ひしのとあらそ。争亂打つ、まきしうい。公卿の四方は流落し。武人の盛衰常ならそ。或は系譜を失ひ。或は他氏を詐冒し。喪亂甚しくふりてい。此等の事糾さんとするものゆなくて。族制遂は亂れとり。氏族志大意

官制の事

太古天照大神の天石窟ふこもり玉ひし時。思兼神深く謀りて。天兒屋命をして祝辭を宣らしめ。天太玉命の和幣を造り。天鈿女命の神樂を奏し。

大神瑞殿ふ還御し玉へる時い。大宮賣命内子侍し。豊磐間戸神、櫛磐間戸神の外を護衛したまへり。天孫降臨の時ふい。五部神をして。各其職を以て天孫の陪侍せしむること。天上の儀の如くふらしむ。官職の制既ふ太古は濫觴を。日本書紀古語拾遺神武天皇中州を平定して。天位は即ちせ玉ひし時。天、富命、天璽、鏡、劔を奉し。天種子、命、神代、の、故、事、を、奏、し。道、臣、命、大、久、米、命、い。大、伴、部、久、米、部、を、率、て、宮、門、を、守、り。可、美、真、手、命、い。内、物、部、を、率、て、儀、衛、せ、り。功、を、論、し、賞、を、行、ふ、に、及、ひ、て、い。諸、國、の、國、造、縣



主等を任したまへり。日本紀古語拾遺、  
參取兵志職官志  
是より後制度漸整ひ。垂仁天皇の朝紀元六代始  
八百年初始めて大臣あり。大臣あり。成務天皇の朝代八百年初始めて大臣あり。大臣あり。世皇別より出て。大連あり。世神別より出て。並小臣連二姓の宗長として、遂に官職といふりなり。

按るる小大臣大連の稱のそやく見えたること、かくのことしといつとも。相並ひて朝廷小執政よりい。雄略天皇の朝。平群真鳥を以て大臣よ。大伴室屋を以て大連とせし。小始まき

り。  
此外つきくの職も。皆其氏姓よつきて、世其職事に仕へたり。中臣連、齋部首、祭祀を職とし。物部連、大伴連、武事を職とし。商長首、貿易を掌り。船史、船賦を掌り。屯倉首、儲米を掌り。藏部の府庫を掌り。秦公、貢絹を掌る。並小財務の職あり。吉士キシ氏シの外蕃小使して蕃客と接遇することヲを掌り。曰佐氏ササの通譯を掌る。如き、外交の職あり。田部連、田部を管し。阿曇連、海部を管し。山部公、山部を管する。如き、山海田牧の職

あり。膳臣多米連ハ膳羞を掌り。水取造ハ水漿と  
掌り。酒部君ハ釀酒を掌り。服部造ハ衣服を掌り。  
車持公ハ車從を掌り。玉作連ハ玉を攻め。鏡作造  
ハ鏡と鑄る。其他馬飼鳥養等百般の技藝さて各  
其職ありて之と世襲る。其部長たるものハ朝  
廷特小姓と賜ふ。これを伴造トモヤツ或ハ伴緒トモノヲといへり  
之ハ屬るる部民甚多。皆其長不就て王事ハ服  
る。日本紀古事記姓氏  
錄古語拾遺今義解  
地方ハ於てハ國造縣主稻置村主等の職あり。ハ  
つとも世襲上着せしめて中國の藩屏とる。國造

縣主ハ神武天皇の時ハ昉まり。成務天皇の時大  
ニ建置られし。それより後歷朝増置して。雄略  
天皇の朝ニ至るまで。國造の數一百四十四あり。  
其島ふるハ島造といふ。臣連伴造より。國造以下  
に至るまで。大罪惡有るふあり。されハ廢黜とる  
ことなし。古事記日本  
紀舊事本紀  
紀元千二百年代の末ニ及びて。世職の弊漸起り。  
貴族舊勳の人。土地人民を私して法制漸亂る。時  
しも外交漸盛よりて。國家事多く。改新の政いよ  
く其要と見るふ。至るを以て。紀元一千三百五年、

孝徳天皇の大化元年、始て封建の制を變じて郡縣の治とし。世襲の職を廢して八省百官を建て。國司郡領と置く。左右大臣内臣の三職、百官の長として大政を執り。以て大子朝綱と振肅と。此改革ハ皇太子中大兄皇子天皇智と中臣連鎌足との専ら計畫せし所なり。日本紀此後時々増損ありし。文武天皇の大寶元年紀元一千三百一十一年に至りて。官名位號大に定まり。二官八省諸寮諸司以下措置締構備はらざる所なし。日本紀令義解

神祇官 神祇の祭祀を掌り。闔國の祝部を領と。

伯、大副、少副、大祐、少祐、大史、少史の外。神部カミ卜部ウラヒ等の職あり。

太政官 紀綱を舉持て。天下の太政を統ふ。少納言局外記を管し。左辨官右辨官の兩局。八省を分管し。凡て三局あり。太政大臣、左右大臣、大納言ハ三局を通攝し。立法司法行政の事統へざる所なし。仍て或ハ政府といふ。後の内閣の義不欠。政府據日本後紀。

按るに。神祇官ハ、唐の大常寺フダウに當るものなるを。第一ふしも居スゑられたるは。敬神を以て國を治めたまふ古義コノコトに基かれしなり。太政官

唐の尚書省に擬して置れしものあり。但し彼制よてハ尚書、中書、門下の三省鼎足したると。我邦にてハ。中書の事務ハ中務省よ宛て、八省の中よ下し。門下の任とハ直ちに太納言よ宛て、持よ官衙と設けを。又太政大臣左右大臣と三公と稱しつれとも唐の三師三公等の虚設の官ふ比とへきよあらず。其他皆斟酌の宜しきを得たるものなり。  
中務省 至尊よ侍従し。可否と獻替し。詔勅の文案を審署し。上表を受け。國史を監修し。女官の考

選。及五位以上の位記を掌る。卿輔己下の四部官。及ひ内記大中監物大中主鈴大典鑰大等の被攝官あり。被管よ中宮職、左右大舍人寮、圖書寮、内藏寮、縫殿寮、陰陽寮、畫工司、内藥司、内禮司等あり。式部省 文官の考選、朝儀、位記、及ひ禄封、學政を掌る。被管よ大學散位の二寮あり。  
治部省 姓氏の争訟と解き。五位以上の婚姻、繼嗣を正し。僧尼及ひ蕃客朝聘の事を掌る。四部官の外。大解部、少解部の職あり。被管に雅樂、玄蕃の二寮。諸陵喪儀の二司あり。

民部省 諸國の戸籍、田租、調庸、課役を勘審し。道路、田畝等の事を掌る。被管は主計、主税の二寮あり。

兵部省 武官の考選、位記を掌り。兵士の徴發、兵器、城隍等の事を掌る。被管は兵馬、造兵、鼓吹、主船、主鷹の五司あり。

刑部省 鞠獄、刑名、良賤の争訟等を掌る。四部官の外は大中少の判事。大中少の解部等の職あり。被管は贖、囚獄の二司あり。大藏省 諸國調物の出納を掌り。權衡度量を均

賣買の估價を知る。被攝は大小の主鑰及び藏部、價長、典履、百濟手部、典革、狛部等あり。皆朝廷の調度を造る。被管は典鑄、掃部、漆部、縫部、織部の五司あり。

宮内省 諸國の調物、官田を管理し。内廷の供御用度を掌る。被管は膳職、及び木工、大炊、主殿、典藥の四寮。正親、内膳、造酒、鍛冶、官奴、園池、土工、采女、主水、主油、内掃部、莒陶、内漆の十三司あり。彈正臺 風俗を肅清し。内外の非違を彈奏する事を掌る。彈正尹、親王を任るを例とす。

衛門府 諸門の禁衛と掌る。四部官の外、門部、物部、衛士等あり。被管は隼人司あり。

左右衛士府 宮掖を禁衛し。車駕の出入は前驅後殿を掌ることを掌る。衛士あり。

左右兵衛府 閤門を禁衛し。車駕の出入は前後を分衛する事を掌る。番長、兵衛あり。

衛門以下を五衛府といふ。後世沿革して。左右近衛府、左右衛門府、左右兵衛府とあし。之と六衛府といふ。後世已下

左右馬寮、左右兵庫寮、内兵庫司あり。閑馬、兵器を

掌る。衛府以下は並ぶ武官あり。後宮の職負は、内侍司、藏司、書司、藥司、兵司、聞司、殿司、掃司、水司、膳司、酒司、縫司の十二司あり。

東宮の職負は、傳人、學士二人之を東宮官といふ。東宮官據職原抄

又春宮坊あり。啓令を吐納する事と掌る。舍人、主膳、主藏の三監、主殿、主書、主漿、主工、主兵、主馬の六署之を被管たり。

親王及び職事三位以上の職負は、文學、家令、家扶、家從等あり。

左右京職、左右京を治むる職あり。四部官の外

坊令十二人あり。被管は東西市司あり。市塵の交易賣買估價を掌る。

攝津職 難波の離宮を管し。兼て津國を治むる職あり。

太宰府 九國を總管し。兼て筑前國を治め。蕃客兵士等の事を掌る。四部官の外。主神、大少工、博士、陰陽師、醫師、算師、主船、主厨等の職あり。被管は防人司あり。

諸國を品第して大、上、中、下とし。國司を置くこと各差あり。又國博士、醫師等あり。郡も大、上、中、下、

小の五等あり。郡司を置くこと差あり。國司之を管も。

軍團 兵制の條は具もを。以上令義解

以上令制の定むる所おれとも。後世時宜よりて時を廢置あり。其令外は置くものを令外官といふ。左の如し。

内大臣、中納言、參議等。大政官中の官たりと雖。令外の官なり。

院司 嵯峨天皇遜位の後始めて置く。判官代、主典代、殿上人、藏人、廳官、所衆、武者所等の職あり。白

河上皇以後。上下北面の武士を置き。院宣を以て天下を令せしむ。院司の職朝官より重なりき。

三代實錄、拾芥抄、中右記、愚管抄、今鏡、

齋宮寮 伊勢の齋王の爲に置く。

齋院司 加茂の齋院の爲に置く。

修理職 宮殿の營作を掌る。職原抄

勘解由使 内外諸司の解由を勘ふる事を掌る。

桓武天皇の時千四百年始めて置く。類聚國史、類聚三代格

檢非違使廳畧して使廳嵯峨天皇の弘仁中千七百

代十年始めて置く。彈正衛府の職を兼行ひ。刑法を

も兼行ふ。後又諸國に置き。權威漸重くなりて。刑

部彈正衛府遂に其職を失へり。三代實錄、職原抄

藏人所 嵯峨天皇の弘仁元年置く。頭を貫首と

いふ。第一等の公卿を以て任む。藏人、非藏人、所衆、瀧口、

出納、小舎人等の職あり。詔勅を傳宣する事を掌

り。最重職たるを以て威權ありし。後より少

納言、侍從等皆其職を失へり。職原抄、禁秘鈔、蘆中鈔

此他鑄錢司、防鴨河使、施藥院使、内豎所、内教坊、大

歌所、記録所、正藏率分所等あり。地方より鎮守府、

陸奥出羽按察使、秋田城司、征夷使、押領使、追捕使、



等あり。臨時の官より遣唐使、班田使、問民疾苦使、  
檢損田使、賑給使、裝束司、次第司、鹵簿司等あり。  
職原

抄職官志  
凡官と建つるは長官、次官、判官、主典又佐官といふあり。  
之を四部官といふ。長官ハ官事を總判し。次官  
ハ之を助く。判官ハ官内と糾判し。文案と審署し。  
誓失を勘ふ。佐官ハ事を受けて載録し。文案を勘  
造し。誓失と檢出し。公文と讀む事を掌る。これ諸  
司共ニ通する所なれども。其稱ハ官省寮司より  
りて各異あり。令義解、職原抄

署	首	佐	令史
司	正	佑	令史
寮	頭	允 <small>少大</small>	屬 <small>少大</small>
職 <small>坊同</small>	大夫	進 <small>少大</small>	屬 <small>少大</small>
八省	卿	丞 <small>少大</small>	録 <small>少大</small>
太政官	左大臣 右大臣	少納言	外記 <small>少大</small>
神祇官	伯耆	大中少辨 <small>左右</small>	大少史
		副 <small>少大</small>	史 <small>少大</small>
		判官	主典 <small>又佐官曰</small>
		次官	
		長官	

但内膳司のハ長官を奉膳といひ、次官を典膳といふ。○女官の十二司ハ長官を  
尚某とし、次官を典某とし、判官を掌某とす、佐官あることナシ

臺	尹	弼 <small>少大</small>	忠 <small>少大</small>	疏 <small>少大</small>
近衛府 <small>右左</small>	大將	<small>中將</small> 弼 <small>少大</small>	將監	將曹
四府 <small>左右兵衛衛門</small>	督	佐	尉 <small>少大</small>	志 <small>少大</small>
鎮守府	將軍	副將軍	軍監	軍曹
太宰府	帥	貳 <small>少大</small>	監 <small>少大</small>	典 <small>少大</small>
國	守 <small>大守</small>	介	掾 <small>少大</small>	目 <small>少大</small>
郡	大領	少領	主政	主帳
家 <small>親王職重三位以上</small>	令	扶	從	書吏
檢非違使	別當	佐 <small>左右</small>	尉 <small>左大少右大少</small>	志 <small>左大少右大少</small>
賀茂齋院司 勘解由使	長官	次官	判官	主典

鑄錢司 造寺使 <small>施藥院使 防鴨使 修理官使</small>	長官	次官	判官	主典
--	----	----	----	----

凡内外諸司職掌あるをい職事官といひ職掌なきを散官といふ。五衛府軍團及ひ諸の帶仗者を武官といひ其餘を文官といふ。在京の諸司を京官といひ其餘を外官といふ。又長上官番上官の差別ありて。六考八考の選限あり。其官に任とるよひ。大納言以上、左右大辨、八省卿、五衛府督、彈正尹、太宰帥と勅任とし。其餘を奏任とも。主政、主帳、家令等と判任とし。舍人、史生、使部、伴部、帳内、

資人等と式部判補とを。令義  
淳仁天皇の天平寶字二年。紀元千四百十八年仲磨大保と  
かり。大子官號を改め。太政官と乾政官とし。太政  
大臣と太師。左大臣を太傅。右大臣を太保。大納言  
を御史大夫とし。紫微中臺を坤宮官とし。中務省  
と信部省とし。式部省を文部省とし。治部省と禮  
部省とし。民部省を仁部省とし。兵部省を武部省  
とし。刑部省と義部省とし。大藏省を節部省とし。  
宮内省と智部省とし。彈正臺と糾政臺とを。其他  
改むるもの多し。皆仲麻呂の言よりて唐制と

擬せしかり。仲麻呂敗るに及ひて悉舊に復を。  
帝重祚し。僧道鏡を寵して法王となす。不及ひ。法  
王官職を置く。名分の濫あること甚し。光仁桓武  
兩朝に至りて。悉冗濫の官と省き。治否と審より  
て。賞罰を明よむ。續日本紀  
清和天皇の時。攝政を置き。宇多天皇の時。關白の  
號起り。尔後遂に藤原氏の常職とありしより。三  
公の空名と守り。諸司百官の舊規と循守して。故  
事と奉行する。ふ過ぎに。大寶の制漸壞ふる。政事要畧  
職原抄

地方官に至りてハ。權貴の家多く莊園と占有するを以て。國司の治むる所。百分の一は過ぎ以。身京師に在り。代官を置きて國務と掌るをハ。國司代といふ。其國司の任は赴らむ。僚屬家人を遣はして事を執らむるとハ。目代といふ。武家政と執るふ及びいてハ。國司領家と其職と失ひ。封建の勢を存と。朝廷ハ議奏傳奏を置き。大事ハ武家と合議參決して施行せらむ。これより後。朝廷の官職ハ令内令外と問はむ。概空名は屬せり。職官志

鎌倉幕府の制 源賴朝志を得るは及びて。朝廷文弱の弊は懲り。簡要を主として制を立て。政所問注所、侍所の諸司と置く。其政所と侍所とハ。公卿の家制を襲きしものなり。

政所ハ内外の機務を總へて。教令を施行す。執權又後見職と云連署又連判、加判とも呼へり及び別當、令案主、知家事、執事、寄人等の職を置く。執權、連署ハ。外戚たる北條氏世々之と襲く。又評定衆あり。會同して大事を議定す。常は分ちて諸職と攝す。恩澤奉行、安堵奉行、越訴奉行、評定奉行、諸亭奉行、官途奉行等

ふり。引付衆ハ評定衆を補佐して。訟事と沙汰を。  
東鑑、北條記、評定傳、武家名目抄、

問注所ハ衆庶の訴訟を聽決する所かり。長官を  
執事といふ。三善康信より後其家の世職たり。執

事ハ亞きて。寄人、賦別奉行、問注奉行等の職あり。  
町野太田の兩家互ニ之ニ補す。北條記、東鑑、

侍所ハ將士を指揮し。非違と檢斷し。決罰の事を  
掌り。軍旅の事有る時ハ。機務ハ參預するを以て。

最權勢ある重職とす。別當所司、開闔、寄人等有り。  
初め和田義盛別當とふる。執權北條義時和田氏

を排して之ニ代りしより後。文武の權遂ニ北條

氏ニ歸するふ至れり。東鑑、侍所沙汰篇、

六波羅探題ハ。京都警衛の職なり。承久の亂以後。

之を置きて時變ニ備へ。京畿及ひ關西の政務を

總管せしむ。又北條一門の世職とふる。此ノも評

定衆、引付頭、奉行人、越訴奉行、問注所執事、寄人、侍

所、檢斷所等あり。概幕府ニ准す。東鑑、太田康有記、又大番

の職あり。諸國の武士を徵して。禁中と警護せし

む。後又鎌倉ニ置き。東國の武士をして之を勤め

しむ。東鑑、貞永式目、

地方の職より。西海より鎮西奉行、九州探題を置き。  
 長門より中國探題又長門探題といふを置き、東北より奥州  
 總奉行あり。蝦夷代官あり。而して諸國より守護。  
 莊園より地頭と分置し、守護に盜賊を追捕し、罪犯  
 を決罰し。大番と督促することと掌り。地頭の軍  
 糧を徴収することと掌る。後世守護の權漸重く  
 かりて、民政に關涉し。郡郷より代官と置きて、租  
 税を聚斂することと至れり。東鑑、保曆間記、長門國守  
護職次第、貞永式目、式目  
 新編追加、武家名目抄、  
 室町幕府の制、大抵鎌倉より本つき。政所、問注所、

侍所と以て、文武の樞機と執る。然れども又同じ  
 うりたる所あり。政所の長を管領といふ。職掌鎌  
 倉の執權の如し。執事、寄人、評定衆、式評定衆、之より  
 屬し。康富記、花營三代  
記、武家名目抄  
 引付頭人の采地の争訟、租税の抑留等を裁判し。  
 開闔、引付衆等の屬あり。問注所の職員より。略、鎌倉  
 より武政軌範、齋藤親元記  
 侍所の所司、又頭人、開闔、寄人等あり。専ら刑法と  
 掌り。追捕警備の事より。之と所司代より委ねたり。  
 其分職より。段錢を諸國より課することと。段錢國分

奉行あり外國貿易より唐船奉行あり。市税を掌  
るより納錢一衆あり。五山十刹の奉行より禪律  
方頭人あり。並に鎌倉幕府よりなき所あり。  
地方の職より。關東管領又鎌倉管領といふ府を鎌倉より置  
きて。關東の庶政を總へ。將軍の一族を補して世  
襲し。三執事と置く。初め源賴朝府を鎌倉より開く。  
故に探題を兩六波羅より置いて。關西と控制を。足利  
氏の時より。南朝尚書と伺ふを以て。府を京都より  
開きて之を鎮し。管領を鎌倉より置きて東國を治  
めしむ。此時室町將軍を公方といひ。其執事と管

領といひ。關東の權盛なるふ及ひて。亦公方と  
稱して。其執事亦管領と稱するに至る。其府職も  
亦室町より擬して。評定衆、引付頭人、引付衆、政所、問  
注所、侍所等あり。大權遂に分きて海内事多し。其  
他の職より九州探題、奥州探題、羽州探題、諸國より  
守護、守護代、總領地頭、地頭等あり。  
江戸幕府の制 大政の出る所を用部屋といふ。  
本城よりあり。大老、老中若年寄等此より會同す。  
大老一人初め家老と稱す。或は置き或は置らむ。  
老中五人初め年寄といふ。後閣老と稱す。禁裏、院中、宮門

跡、堂上方諸大名等の事を掌る。  
若年寄<sup>五</sup>旗<sup>人</sup>下諸卒の事を掌る。

奥表右筆あり。諸老は屬して文書を掌る。

大事を裁斷する所と評定所といふ。龍の口より  
り。老中、若年寄、寺社奉行、町奉行、勘定奉行等。毎月  
式日三度。立會日三度を定めて參會し。訴訟を聽  
く。大目付、目付も臨みて之を監る。奉行等支配下  
の訴訟は。各其官宅に於て聽斷る。  
勘定所の殿中もあり。租賦財用の事を掌る。  
勘定奉行の初め、勘定頭と稱る。公事方、勝手方の

二つに分つ。公事方より評定所留役組頭あり。勝  
手方より御殿詰勘定組頭あり。其他屬吏尚多し。  
目付所の城中に在り。大目付は老中の耳目とふ  
りて大名の糾彈を掌り。兼て老中以下諸役人の  
非違を監察も。目付は若年寄の耳目とふりて。旗  
下諸士の非分非禮を正す。其下は徒目付、小人目  
付あり。陪臣以下の非分と糾彈することを掌る。  
寺社奉行の寺社及神官僧侶の事を掌る。吟味物  
調役等の職あり之に屬す。

江戸町奉行の府内町人の事を掌る。與力同心之



は屬も、寺社町勘定これを三奉行といふ。並に重職あり。

この他番衛の武職あり。小性番頭、書院番頭、大番頭、以下旗槍弓砲等、各奉行あり。殿中も候して禮儀の事も與る。奏者番、高家、中奥番等の職あり。將軍の近習も仕へて。命令を吐納もする。側用人、御用取次、側衆、小性等の職あり。後房をい大奥と稱し、廣敷用人、廣敷番頭等の職あり。凡鷹匠、馬方、船手より。技藝雜職も至るまで。備えらるる所あり。

地方の職あり。京都も所司代あり。禁裏を守護して關西を控制し。二條、大坂、駿府も城代、定番、加番の職を置き。其他要衝都會の公料も屬する。京、大坂、駿府、奈良、伏見等の地あり。町奉行あり。長崎、佐渡、堺、山田、日光、浦賀等も奉行と置き。其他各地も代官を置きて。貢租斷訟の政を奉行せしむ。凡其措置、前二代も鑒みて宜しきと裁きたれり。内外大小相維持して。二百六十餘年の久しきも傳りぬ。參取、徳川實記、職掌録、柳營勤役録、武鑑、役人帳、殿居囊等大意、維新の始め。有名無實たりし二官八省の實と舉

け。續て歐洲各國の制と斟量し。内閣以下十省を  
置きて諸政を總へ掌る。今の制あり。憲法類編、歷  
年官等沿革  
表、官  
報、

位階勲位の事

上古ハ。臣連國造伴造各其職と世襲して。尊卑の  
等級おのつら明らなり。細なる位  
階の制としていありき。推古天皇十一年。十二  
百十  
年始めて大徳冠以下十二階の位を製せらる。こ  
の時ハ位に相當せる色と定め。その色の絶もて  
作れる冠を位驗として賜をり。當時冠位

と稱せり。孝徳天皇大化三年。千三百  
七年 大織冠以下  
七色十三階とし。同五年改めて十九階とも。天智  
天皇三年。千三百  
十四年 新令よりて。大織小織以下  
大建小建まで二十六階とす。天武天皇十四年。千  
三  
百  
四  
十  
五  
年 爵位六十階と改定し。明大壹位より淨廣  
肆まで。十二階を親王諸王の位とし。正大壹より  
進廣肆まで。四十八階と諸臣の位とも。皇族と臣  
下と位の名稱と別ちたるハ此時と始めとす。日本  
紀  
文武天皇大寶元年。千三百  
六  
十  
一  
年 新令よりて。親王

四階一品より四品に至り。諸王十四階正一位より少初  
り從五位下に至る。諸臣三十階正一位より少初  
位下小至る。總て四十八階と定む。此時より冠を  
賜ふことと停めて位記を賜ふる。令義解續其制  
左の如し。

親	一品
王	二品
四	三品
階	十四品
諸	正一位
諸	正二位
諸	正三位
諸	正四位
諸	正五位
諸	正六位
諸	正七位
諸	正八位
諸	正九位
諸	正十位
諸	正十一位
諸	正十二位
諸	正十三位
諸	正十四位
諸	正十五位
諸	正十六位
諸	正十七位
諸	正十八位
諸	正十九位
諸	正二十位
諸	正二十一位
諸	正二十二位
諸	正二十三位
諸	正二十四位
諸	正二十五位
諸	正二十六位
諸	正二十七位
諸	正二十八位
諸	正二十九位
諸	正三十位

諸	正二位	從二位
諸	正三位	從三位
諸	正四位	從四位
諸	正五位	從五位
諸	正六位	從六位
諸	正七位	從七位
諸	正八位	從八位
諸	正九位	從九位
諸	正十位	從十位
諸	正十一位	從十一位
諸	正十二位	從十二位
諸	正十三位	從十三位
諸	正十四位	從十四位
諸	正十五位	從十五位
諸	正十六位	從十六位
諸	正十七位	從十七位
諸	正十八位	從十八位
諸	正十九位	從十九位
諸	正二十位	從二十位
諸	正二十一位	從二十一位
諸	正二十二位	從二十二位
諸	正二十三位	從二十三位
諸	正二十四位	從二十四位
諸	正二十五位	從二十五位
諸	正二十六位	從二十六位
諸	正二十七位	從二十七位
諸	正二十八位	從二十八位
諸	正二十九位	從二十九位
諸	正三十位	從三十位
諸	正三十一位	從三十一位
諸	正三十二位	從三十二位
諸	正三十三位	從三十三位
諸	正三十四位	從三十四位
諸	正三十五位	從三十五位
諸	正三十六位	從三十六位
諸	正三十七位	從三十七位
諸	正三十八位	從三十八位
諸	正三十九位	從三十九位
諸	正四十位	從四十位
諸	正四十一位	從四十一位
諸	正四十二位	從四十二位
諸	正四十三位	從四十三位
諸	正四十四位	從四十四位
諸	正四十五位	從四十五位
諸	正四十六位	從四十六位
諸	正四十七位	從四十七位
諸	正四十八位	從四十八位
諸	正四十九位	從四十九位
諸	正五十位	從五十位
諸	正五十一位	從五十一位
諸	正五十二位	從五十二位
諸	正五十三位	從五十三位
諸	正五十四位	從五十四位
諸	正五十五位	從五十五位
諸	正五十六位	從五十六位
諸	正五十七位	從五十七位
諸	正五十八位	從五十八位
諸	正五十九位	從五十九位
諸	正六十位	從六十位
諸	正六十一位	從六十一位
諸	正六十二位	從六十二位
諸	正六十三位	從六十三位
諸	正六十四位	從六十四位
諸	正六十五位	從六十五位
諸	正六十六位	從六十六位
諸	正六十七位	從六十七位
諸	正六十八位	從六十八位
諸	正六十九位	從六十九位
諸	正七十位	從七十位
諸	正七十一位	從七十一位
諸	正七十二位	從七十二位
諸	正七十三位	從七十三位
諸	正七十四位	從七十四位
諸	正七十五位	從七十五位
諸	正七十六位	從七十六位
諸	正七十七位	從七十七位
諸	正七十八位	從七十八位
諸	正七十九位	從七十九位
諸	正八十位	從八十位
諸	正八十一位	從八十一位
諸	正八十二位	從八十二位
諸	正八十三位	從八十三位
諸	正八十四位	從八十四位
諸	正八十五位	從八十五位
諸	正八十六位	從八十六位
諸	正八十七位	從八十七位
諸	正八十八位	從八十八位
諸	正八十九位	從八十九位
諸	正九十位	從九十位
諸	正九十一位	從九十一位
諸	正九十二位	從九十二位
諸	正九十三位	從九十三位
諸	正九十四位	從九十四位
諸	正九十五位	從九十五位
諸	正九十六位	從九十六位
諸	正九十七位	從九十七位
諸	正九十八位	從九十八位
諸	正九十九位	從九十九位
諸	正一百位	從一百位

以上奏授

階

正八位上	正八位下
從八位上	從八位下
大初位上	大初位下
少初位上	少初位下

以上官、判授

位階と官職とい各相當あり。位高くして官卑きハ行と署し。位卑くして官高きハ守と署す。從三位守大納言。正二位行大納言の如し。令義解

この位號。明治維新まで千年餘を經て變革あり。明治二年正一位より從九位まで十八階と定め。大少初位を合せ通して二十階とあり。四位以上

と勅任。六位以上を奏任。七位以下と判任とす。因て悉く從來の百官受領と廢も。官位の相當らしむものを行守を記すこと。古法の如し。たゞ判任官ハ相當表あれとも位階を賜ふことあり。推古天皇より明治維新に至るまで。位階の制を改定せしこと總て七回あり。日本紀、令義解、圖書寮記録

初め延喜以降王政衰へ。一條天皇の頃より。七位以下を叙すること甚希し。遂より正六位上より以下ハ絶えて叙せざることあり。たゞ門閥によれる堂上地下の差のち行をれて。位階の

實用ハ纔ハ公事節會の座次と。位袍の服色と小止マまれるのミ。光格天皇の時。六位七位の正從上ノ下の階級を再興せしむ。識者稱して美政といふ。冠位當時武家將士の叙位ハ。將軍より奏請して之を賜タハる時ハ。奉謝として。物を獻タまること定制あり。抑爭亂の世武人私小官名を稱タまるもの多クうりしも。私ニ位を稱スることノ亦ハうりしハ。猶名分の存せし所ナり。位階の說  
位記を作るハ最鄭重の儀ナり。文官ハ式部省授け。武官ハ兵部省授く。其書式左の如シ。

勅授位記式

中務省

本位姓名 年若干 今授其位

年月日

中務卿位姓名

太政大臣位姓名 大納言加名

式部卿位姓名

奏授の位記ハ。中務省と太政官謹奏ヲ作り。年

若干の下よ其國其郡人の字を加へて。中務卿の位署ふし。判授の位記ひ。謹奏の字ふく。太政大臣の所よ大納言位姓と署するのふり。令

後世文飾して其行實と録するものあり。蓋唐制よよれるふり。其式左の如し。延喜式、朝野群載、

五位已上位記式

某位姓名  
右可某位

仁和二年正月二日無位

中務云々可依前件主者施行

年月甲日

藤原朝臣時

平正五位

中務卿位臣姓名宣

下と可位

中務大輔位臣姓名奉

記と曰く

中務少輔位臣姓名行

中務伯禽封

大納言位臣名

魯辟疆侍中

大納言位臣名

咨爾時平名

中納言位臣名

文之子功臣

中納言位臣名

之嫡及此良

中納言位臣名等言

辰加汝元服

制書如右請奉  
制付外施行謹言

制可

年月乙日

月丙辰時大内記姓名

左中辨名

左大臣位朝臣

右大臣位朝臣

式部卿位名

式部大輔位名

左大辨位名

鳳毛酷似爵

命宜殊可依

前件主者施

行

式の中務云

々といへる

はういふ文

を記すこと

あり五五

蘇我

告某位姓名奉

制書如右符到奉行

大録名

式部少輔位名

少録名

少録名

年月丁日下

徳川氏の頃に至りてハ先宣旨を與へ。後ニ位記  
を與ふ。位記の體粗右ニ同一。宣旨の式ハ左の如  
し。位記口  
宣考

上卿庭田中納言

享保九年三月二日 宣旨

藤原忠義

宜叙從五位下

奉

藏人頭左中辨藤原賴胤

凡て位と叙とる時ハ。中務省其状を録して奏聞  
し。制可を待て行ふこと古今同一ありといへし

も。任官の方ハ概口宣りて。只地方官の交替のこふ

任符と下されたりき。令義解、延喜式、内局  
柱礎抄、位記口宣考

維新の後ハ奏任官ハ概位と賜ふ。例とあり。そ

の式總て官を書さず。その本位勲等氏名のこを

書し。若し新叙なる時ハ只氏名を書き。位記と授

るハ總て太政官に於てし。勅授ハ太政大臣奉し。

奏授ハ太政大臣宣し。内閣書記官奉す。十八年太

政官廢せられし後ハ。總て宮内省に於てし。勅授

ハ宮内大臣奉し。奏授ハ宮内大臣宣す。今の制ハ

り。圖書寮  
記録



勲位ハ官位の外ニ功と賞して賜ふものあり。大寶元年始めて定めらる。一等より十二等まであり。このうち武勲文績ある人ニ賜えるのこあらと。神社と崇む孝弟力田の者と賞して賜えることあり。令義解、續日本紀、類聚國史、

勲位二十

- 一等 正三位 二等 從三位
- 以上三轉加一等
- 三等 正四位 四等 從四位
- 五等 正五位 六等 從五位
- 以上勅授兩轉加一等

等圖

- 七等 正六位 八等 從六位
- 九等 正七位 十等 從七位
- 十一等 正八位 十二等 從八位
- 以上奏授每一轉加一等

維新の後明治八年制して勲等と八級とあり。等毎ニ章標あり。九年大勲章と制定し。十六年叙勲條例を定めらる。勲記の體御名を親署したまひ國璽と鈴し。總裁副總裁連署し。賞勲局の印と鈴し。同書記官兩名又その後ニ連署を。これ現行の正式たり。但し勲四等以下ハ御名と署したまふ

ことおし。圖書寮 記録

俸祿の事

大化已前ハ。臣連伴造國造の屬各封地部曲田莊等ありて。封建土著の制なれハ。別ハ俸祿の制と立つる小及えず。孝徳天皇の朝紀元千三年新八省百官を置き。部曲田莊悉官ハ収めハ初めて食封俸祿と定められ。大寶已後其法次第ハ備りぬ。日本紀參取食貨志食封あり。親王内親王ハ給ふと品封ハいひ。諸王諸臣の三位已上ハ給ふを位封ハいふ。五位已上

よても殊小功ありて給ふるを功封ハいひ。通て封戸と稱す。給額各差等あり。其戸口より納むる田租の半天平十一年給す。及ハ調庸を得るなり。令義抄拾芥抄

封品		封位	
一品	後八百戸	正一位	後三百二十五戸
二品	後六百五十戸	從一位	後二百九十五戸
三品	後四百戸	正二位	後二百五十戸
四品	後三百五十戸	從二位	後百七十八戸
無品	百五十戸	正三位	後百三十八戸
		從三位	後百七十五戸

親王以下五位以上は位田あり。獲稻を得。但租を官に輸す。

品田位田の制

一品	八十町	二品	六十町
三品	五十町	四品	四十町
正一位	八十町	從一位	七十四町
正二位	六十町	從二位	五十四町
正三位	四十町	從三位	三十四町
正四位	廿四町	從四位	二十町
正五位	十二町	從五位	八町
女は三分の一を減す。		令義品田は親王内	

親王俱は同じ。式延喜

位祿の制

正四位	絶匹十	綿十	布五十	庸布	三百六十
從四位	絶匹八	綿八	布四十	庸布	三百
正五位	絶匹六	綿六	布三十	庸布	二百四十
從五位	絶匹四	綿四	布二十	庸布	一百八十
女は減半す。故なくして上へさること					

二年をきい給と停む。

六位已下は位田位祿なく。但職事官のものに季祿あり。季祿は一位已下通して賜ふ所あり。

春夏の二季ハ二月上旬又賜ハ秋冬二季ハ八月  
上旬又賜ふ。八月より正月まで又上日百廿日又  
充たされハ給せず。秋冬も亦同シ。

季		禄	
正一位	純三十匹	綿三十屯	布一百端
正二位	純二十匹	綿二十屯	布六十端
正三位	純十四匹	綿十四屯	布四十端
從三位	純十二匹	綿十二屯	布三十端
正四位	純八匹	綿八屯	布二十端
從四位	純七匹	綿七屯	布十八端
正五位	純五匹	綿五屯	布十二端
正一位	純三十匹	綿三十屯	布一百端
正二位	純二十匹	綿二十屯	布六十端
正三位	純十四匹	綿十四屯	布四十端
從三位	純十二匹	綿十二屯	布三十端
正四位	純八匹	綿八屯	布二十端
從四位	純七匹	綿七屯	布十八端
正五位	純五匹	綿五屯	布十二端
正一位	純三十匹	綿三十屯	布一百端
正二位	純二十匹	綿二十屯	布六十端
正三位	純十四匹	綿十四屯	布四十端
從三位	純十二匹	綿十二屯	布三十端
正四位	純八匹	綿八屯	布二十端
從四位	純七匹	綿七屯	布十八端
正五位	純五匹	綿五屯	布十二端

の		制	
從五位	純四十匹	綿四十屯	布十二端
正六位	純三十匹	綿三十屯	布十端
從六位	純二十匹	綿二十屯	布八端
正七位	純二十匹	綿二十屯	布七端
從七位	純二十匹	綿二十屯	布七端
正八位	純一匹	綿一屯	布三端
從八位	純一匹	綿一屯	布三端
大初位	純一匹	綿一屯	布二端
少初位	純一匹	綿一屯	布二端
從五位	純四十匹	綿四十屯	布十二端
正六位	純三十匹	綿三十屯	布十端
從六位	純二十匹	綿二十屯	布八端
正七位	純二十匹	綿二十屯	布七端
從七位	純二十匹	綿二十屯	布七端
正八位	純一匹	綿一屯	布三端
從八位	純一匹	綿一屯	布三端
大初位	純一匹	綿一屯	布二端
少初位	純一匹	綿一屯	布二端
從五位	純四十匹	綿四十屯	布十二端
正六位	純三十匹	綿三十屯	布十端
從六位	純二十匹	綿二十屯	布八端
正七位	純二十匹	綿二十屯	布七端
從七位	純二十匹	綿二十屯	布七端
正八位	純一匹	綿一屯	布三端
從八位	純一匹	綿一屯	布三端
大初位	純一匹	綿一屯	布二端
少初位	純一匹	綿一屯	布二端
從五位	純四十匹	綿四十屯	布十二端
正六位	純三十匹	綿三十屯	布十端
從六位	純二十匹	綿二十屯	布八端
正七位	純二十匹	綿二十屯	布七端
從七位	純二十匹	綿二十屯	布七端
正八位	純一匹	綿一屯	布三端
從八位	純一匹	綿一屯	布三端
大初位	純一匹	綿一屯	布二端
少初位	純一匹	綿一屯	布二端

以上ハ位階よつきて賜ふる所あり。職事よつきて

て賜るる俸禄い。大臣、大納言より職封あり。其収  
入猶位封の如し。又職田又職分田あり。不輸租田  
あり。令義解、續日本紀、拾芥抄、

封職

太政大臣 後三千五百戸 左右大臣 後二千五百戸

大納言 後八百戸

後世令外官より内大臣 八百戸 中納言 三百戸

参議 六十戸と定めらる抄拾芥

太政大臣 四十町 左右大臣 三十町

田職

大納言 二十町

少納言以下より。これらの物有ることあり。但在

外官より職田又公廨田といふを給もること左  
の如し。

在外官職分田

太宰帥 十町 大貳 六町

少貳 四町 大監 二町

大判事 二町 大工、少判事、大典、一町六段

少典、陰陽師、醫師、少工、 史生 六段 防人、正、主神、博士、一町六段

大國守 二町六段 上國守 二町二段

中國守 二町 下國守 一町六段

上國介 一町二段 中下國目 一町

大上國目 一町二段

大領	六町	少領	四町
主政			
主帳	二町		

内外の諸司よいまこ公解料あり。其外官よ天  
 平十七年千四百年制して。正税を割きて公解稻を  
 置き。國の大小よ準し。差と立て、毎年出舉し。其  
 息利よて官物の欠負未納等を填補し。其餘を國  
 司等處分して所得とあす。其處分法ハ。長官六分。  
 次官四分。判官三分。主典二分。史生一分。博士醫師  
 ハ史生よ準も。續日本紀、延  
 又厨料あり。太政官以下の内官よハ厨家といひ。

諸國よハ國厨といふ。管内の公田を賃租し。地子  
 を以て官解の雜用よ充つ。令義解、續日本紀、類聚  
要畧、延喜式  
 又官職位階よ關せも。持子賜えるものよ功田賜  
 田あり。功田ハ。功勞何るものよ賜るものなり。  
 四等あり。大功ハ世々傳領し。上功ハ三世。中功ハ  
 二世。下功ハ子よ傳ふ。大功ハ謀叛已上。又ハ八虐  
 除名の罪犯なりてハ没収することなし。戦功又  
 律令修撰の功等ありて功田を賜りしものあり。  
 文武の功とも賜るふり。令義解、續日本紀

賜田ハ。別勅賜田ともいふ。特旨を以て賜はるなり。田ハ限らる或ハ林野牧場など賜はることも有り。文武帝の時。僧法蓮醫術を善しければ。豊前の野四十町を賜ひ。元明帝の時。伊勢守大宅金弓。尾張守佐伯大麻呂。美濃守笠麻呂等地方官はて功績ありとして。本國の田十町つゝ。賜はりし類なり。續日本紀  
又帳内資人事力と稱するものあり。いつれも官給の人なり。親王は給ふと帳内といひ。五位以上の諸臣は給ふと資人といひ。在外官は給ふと事

力といふ。まゝ妃夫人嬪も給ふ。大納言以上職はつきて給はると職分資人といひ。位はつきて給はると位分資人といふ。おのづか人貞は差等あり。在外官の職分田ハ。皆事力を用ひて耕種せしむ。令義解令集解  
まゝ皇親年十三以上のものハ時服を給ふ。後諸司の官人にも給ふこととなり。皇親のとい王祿といへり。これハ上日の數より給ふことあれハ。文官武官は長上番上等よりして其差等あり。この外節祿として。節會の時臨時は給

ふもの。馬料として養馬料は給ふものあり。續日本紀類聚

三代格、令義解、類聚國史、

大寶より延暦の頃までの禄制。ほく右の如くありし。朝廷冗官多く府帑乏しくありし後。其制もや、紊れたり。平城天皇の大同三年。紀元一千四百六十年諸司と併省せし故。前制を革められ。要劇料として。もと要劇の官のとは賜はりし俸錢と。此に至りて普く諸司は賜ひ。又時服馬料とも普く衆司は給はるることなれり。日本後紀類聚三代格、延喜式、其衛士仕丁等の類は給はるまじ。大糧あり。月毎

よ白米鹽醬等を給ふる。初めこれを月料といひし。内親王妃夫人女御等とも給はるることなれりしより。衛士仕丁等も給はるものといふ大糧と分ちいへり。令義解、延喜式、

紀元千七百年代より後。權門勢家争て莊園を立て。封戸の制行はれず。諸國の貢調は年を逐ひて減耗せり。是より於て年給といふことあり。内給院宮の給。及び親王公卿女官等も給はるものあり。いつれも諸國の介、掾、目、史生等と。毎年の除目も申し請ひて任し。其俸料と得るをいふあり。三代實錄、



江次第、抄、後世年官年爵といふもの此は始まる。職原

抄朝家漸衰ふる小及ひて。公事の中ふい正月の

給女王祿。二月の位祿定。十月の大糧申文等。その

名と存をといへとも。官庫給をるものなく。位祿

王祿の如きも。年と経て行ふこと能はず。崇徳天

皇の時よ及ひてい。朝臣皆月俸を預らる。それよ

り後い諸の祿法を絶えて行われず。政事要畧、木朝文粹、

續本朝文粹、公事根源、食貨志、

鎌倉室町の時よい。世官世祿なれとも。其官職あ

るものい特よ恩給あるへけれとも。其制傳をら

す。徳川氏よ至りてい。初め旗下の士職吏とあり

て昇進する毎よ。祿も隨て増し給はりし。延寶

中紀元二千三始めて役料を給を。各職役より

て差等あり。されと世祿の多少を論せず加へた

まふ。享保中二千三百よ至りて。職よ從て祿額を

定めらる。これを役高といへり。世祿の數額を滿

つるものよ加給せず。柳營秘鑑、御役料、定書、徳川禁令考、

維新後世祿を廢し。官吏たるものい。其等級よよ

りて俸祿の制を定めらる。官等沿革表、官報、

律令格式の事

支那に於て。古來天下を治むるは四の法典あり。律令格式といふ。令は萬事の定例を示すもの。勸誡を本とし。格は時を量りてその宜しきと裁するもの。式は法令の闕遺を補ふもの。而して律は法に違ひ罪を犯すものを罰すべき刑書にして。懲肅を以て本とせり。此四書は隋を經。唐ふいたりて全く備はりしものなり。大學衍義補本朝文粹、制度通本邦の古に於ても。天下を治むるは法あらずといふことなし。然れども上古簡樸の世は。風俗慣習を本とし。時は隨て量定しつれは。成文の法

典あることなし。推古天皇の十年。紀元千二百六十二年太子廐戸につら憲法十七條を作られ。國家の制法これより生まれり。然れども未備いれるものはいあらず。日本紀、本朝文粹、弘仁格式、天智天皇元年。紀元千三百二十七年大織冠中臣鎌足等詔し。唐制を准して始めて律令と定めしめ。孝徳天皇の朝の舊章と損益して。略條例を立てらる。天武天皇の時。更に判定全備し。持統天皇の三年。天智元年より、中二諸司は頒布せらる。此令を近江令といふ。凡二十二卷あり。今傳はらず。律の事

らす。○日本紀、大織冠傳、弘仁格式、

文武天皇四年。持統三年より、刑部親王藤原不比

等をして重ねて律令と撰定せしめ。翌大寶元年

修撰の功成りて。二年天下に施行せらる。近江令

を准正として増損せられしものなり。これを大

寶の律令といふ。令十一卷、律六卷あり。續日本紀、弘仁格式、

元正天皇の養老二年。大寶元年より、まゝ藤原不

比等も勅して令律を刊修して各十巻とふすこ

れを養老の律令といふ。今も傳ふるものあり。此

より大寶の撰とい。古律古令又前と稱せり。續日本紀、

弘仁格式、政事要略、貞永式目鈔、此後桓武天皇の延暦十年、律令

二十四條を刪定し。同十六年令格四十五條を刪

定したれども。其大體は大寶の制定よりりて。文

章條數の増減をふしのみあり。日本後紀、類聚

辨、律十卷十二篇。其目左の如し。

名例 衛禁 職制 戸婚 廐庫 擅興

賊盜 鬪訟 詐偽 雜律 捕亡 斷獄

令十卷三十篇。其目左の如し。

官位 職負 後宮職負 東宮職負 家令職負

神祇 僧尼 戸 田 賦役 學 選叙

繼嗣 考課 祿 宮衛 軍防 儀制 衣服

營繕 公式 倉庫 厩牧 醫疾 假寧

喪葬 關市 捕亡 獄 雜

律の亂世は亡逸して。今僅に名例、衛禁、職制、賊

盜の四篇と存し。令も倉庫、醫疾の二篇と失へ

り。

格式は制令の後時々勅裁有りて下されしもの

ありつれと。未成典といふらざりしもの。平城

天皇の朝。千四百年代格式の編輯おきて。政道尚

闕る所ありとて。左大臣藤原内麻呂、參議菅根真

道等と詔して撰定せしめらる。然れとも未成ら

ずして晏駕せさせたまふ。嵯峨天皇重ねて大

納言藤原冬嗣等と詔して續修せしめられ。大寶

元年より弘仁十年までを集めて。式四十卷、格十

卷とす。これを弘仁格式といふ。十一年四月より

施行も。

清和天皇の朝。紀元千五百三十年代といたり。時の五代と

歴年の六旬を重ねしもの。自ら沿革あるを以て。

右大臣藤原良相等と詔し。舊格は因りて新符を

緝めしめられしも。成功遅うりし。大納言藤

原氏宗等重ねて旨と受けて。弘仁十一年より貞

観十年までを集めて。格十二卷式二十卷とふす。

これを貞観格式といふ。

醍醐天皇の朝。千五百六左大臣藤原時平等の勅

して。貞観十一年より延喜七年までと續集せし

め。格十二卷式五十卷となす。これを延喜格式と

いふ。本朝

延喜格の目左の如し。

- 卷一 中神祇
- 卷二 上式部
- 卷三 下式部
- 卷四 上治部

- 卷五 下治部
- 卷六 上民部
- 卷七 下民部
- 卷八 兵部

- 卷九 内刑部、大藏、官職
- 卷十 雑
- 臨時格上
- 臨時格下

延喜式の目左の如し

- 卷一 神祇
- 卷二 神祇
- 卷三 神祇
- 卷四 神祇
- 卷五 神祇
- 卷六 神祇
- 卷七 神祇
- 卷八 神祇
- 卷九 神祇

- 卷一 神祇
- 卷二 神祇
- 卷三 神祇
- 卷四 神祇
- 卷五 神祇
- 卷六 神祇
- 卷七 神祇
- 卷八 神祇
- 卷九 神祇

- 卷一 神祇
- 卷二 神祇
- 卷三 神祇
- 卷四 神祇
- 卷五 神祇
- 卷六 神祇
- 卷七 神祇
- 卷八 神祇
- 卷九 神祇

- 卷一 神祇
- 卷二 神祇
- 卷三 神祇
- 卷四 神祇
- 卷五 神祇
- 卷六 神祇
- 卷七 神祇
- 卷八 神祇
- 卷九 神祇

- 卷一 神祇
- 卷二 神祇
- 卷三 神祇
- 卷四 神祇
- 卷五 神祇
- 卷六 神祇
- 卷七 神祇
- 卷八 神祇
- 卷九 神祇

- 卷一 神祇
- 卷二 神祇
- 卷三 神祇
- 卷四 神祇
- 卷五 神祇
- 卷六 神祇
- 卷七 神祇
- 卷八 神祇
- 卷九 神祇

- 卷一 神祇
- 卷二 神祇
- 卷三 神祇
- 卷四 神祇
- 卷五 神祇
- 卷六 神祇
- 卷七 神祇
- 卷八 神祇
- 卷九 神祇

日本書紀通 卷二 四十四

上卅三大膳 卅四木工 卅五大炊 卅六主殿 卅七典藥 卅八  
掃部 卅九内膳 四十造酒采 四十一正彈 四十二京左  
西 四十三春官 四十四勘解 四十五左衛 四十六右  
市 四十七兵衛 四十八左右 四十九兵衛 五十式雜  
門衛 四十七兵衛 四十八左右 四十九兵衛 五十式雜  
 三代の格今亡逸して存せず。中古三代の格を  
 巧ませ。事よりて類聚したる類聚三代格三  
 十二卷ありしを。これも過半亡佚して。今僅よ  
 存す。式いたる延喜式の之全く存せり。  
 此四部の法典は。王朝の盛時は列朝遵行し來り  
 しも。皇室式微ありし頃より。漸行もれも。鎌倉

幕府の頃。明法博士坂上兼明。律令格式の要を摘  
 み。法曹至要抄を撰りて。罪科、禁制、賣買、出舉、借物、  
 質物、預物、荒地、雜事、處分、喪服、服暇、雜穢の十三條  
 と分ちて。時宜の便とあせり。然れとも幕府より  
 時より貞永式目の撰りて専ら之と行ふ。紀元千  
年 十二後又建武中又建武式目の撰あり。いづれも  
 追加あり。猶令の格あるら如し。戰國割據の世に  
 諸家各其家法と設く。これを壁書若くは百箇  
 條と稱す。法曹至要抄、仁和寺書目、貞永式目、式目  
内家壁書、武田信玄、百箇條、長德川幕府 といたり。  
曾我部元親、百箇條、大意

公武の諸法度等。法制見るべきものありといへとも。成典と急よせし。將軍吉宗始めて公事方定書と定められたれとも。たゞ、刑律の書よして。令格式又準すへきものい。未備いらさりしあり。公事方定書 仰高録明治維新の後い。初めい。明清の制ふよりて律の書ありしといへとも。未令格式又い及てれす。後歐米諸邦の制を採用する不及ひてい。諸法もまた専ら歐洲の法典又準據せられて。刑法治罪法成り。民法商法等の成典漸備いらむとん。これ又

古今の變なり。

刑法の事

太古の時罪犯あるものを罰するに。收贖解除の法あり。素戔鳴尊罪を天照太神又得し時。ナクラオキ千座置戸を科せ。其爪髪と抜きて罪と贖をしめ。天兒屋命よして解除の祝詞を宣して。根國又逐いしめらる。日本紀太祖統一の後。天兒屋命の裔世々國民の犯せる罪と解除をることとを掌る。其罪名又天罪國罪の稱あり。古語拾遺 延喜式當時の俗。大抵恬靜質直よして盜竊せむ。争訟少く。婦女い淫せし妬せ

す。罪の輕きハ其妻子と沒收し。重きハ門戸と減  
そのこ。後漢書、魏志、然れとも其許すへらさる  
晋書、北史、ものあるときハ。間苛刑を用ふるこゝとあり。履中  
天皇の朝ハ墨刑あり。顯宗天皇の朝ハ懲役あり。  
雄略天皇の朝ハ左降除名沒收焚殺等の刑あり。  
允恭天皇の朝ハ流刑あり。崇峻天皇の朝ハ梟刑  
あり。其争訟と斷するハ盟神探湯あり。塗と釜  
中ハ沸騰せしめ手しめて探らしめて其曲直を決  
す。これ古來の慣法あり。然れとも疑獄の時ハあ  
らされし用ふることなし。  
記、日本紀、古事  
古語拾遺、

當時法律簡易。大抵殺人強盜姦淫すれハ死罪。竊  
盜ハ贓物を謀りて贖ハしめ。財をけれハ身と沒  
して奴とふし。其他ハ輕重ハ從ひて。流罪杖罪の  
類ハ處まるハ過きん。  
北史、  
隋書、  
推古天皇十二年。肇て憲法十七條と定め。  
日本  
紀、廿  
八年制して曰く。君后ハ不忠ハ考妣ハ不孝ふる  
ものあらハ必告けよ。若隱さハ同しく其罪ハ處  
し。重く刑法と科せむと。成文の法と立つること  
此ハ始まる。  
舊事  
紀、天智天武の兩朝を経て。文武天  
皇の朝大寶律を刊脩するハ至りて刑法備ふる。



其刑五あり。五罪といふ。凡二十等とふす。

笞罪 十より五十まで五等あり。

杖罪 六十より百まで五等あり。

徒罪 一年より三年まで五等あり。

流罪 近中遠の三等あり。

死罪 絞斬の二等あり。

八虐あり。犯も者ハ常赦も原さず。應議も減

せも。以て君臣父子の分と嚴ます。

謀反 謀大逆 謀叛 惡逆 不道

大不敬 不孝 不義

議請減贖の典あり。親故と親しき老少と恤むの  
誼と著す。議といハ六議あり。一 官位三平

議親 議故 議賢 議能 議功 議貴

六議の人死罪と犯も時ハ其罪状及應議の由を

條録して奏聞し。議定奏裁と待つことを得。應議

者の祖父母父母等。若くハ五位及ハ勳四等以上

の死罪と犯も者ハ此の如く決斷をへき由と上

請も是を請といふ。並ハ流罪以下一等と減す

ことと得。七位勳六等以上。及ハ官位勳位得請者

の祖父母。父母妻子孫の流罪以下と犯も者ハ各

一等を減することを得。これと減といふ。應議請減者。及ひ八位勲十二等の流罪已下を犯も者。又年七十以上十六以下。及ひ廢疾の者流罪以下を犯も者等。並に贖と聽さる。此と議請減贖の法といふ。

官當免所居官、免官、除名の法あり。官人を優卹し過失と原諒する所以なり。

官當 官人私罪を犯し。官を以て徒に當つる時。一品以下三位以上。一官徒三年に當つ。五位以上の徒二年。六位已下の徒一年に當

當る。若公罪あらは各一年を加ふ。是を官當といふ。

免所居官 先居る所の一官を解くあり。官當免所居官。とも一年の後。先位は一等降して叙せらる。

免官 先居る所の官位勲位と解くあり。三年の後。先位は二等降して叙せらる。

除名 官位勲位悉除き。課役本色は従ふ。六年の後。先位は二等降して叙せらる。律疏參取法曹

至要抄

聖武天皇神龜二年。紀元千三百八十五年詔して死者復生く可らざるを恤ませたまひ。死罪をい流す。流罪をい徒罪と爲しけれい。此後大辟の罪も大抵流罪と處せられ。且大赦常赦曲赦等の詔屢下りしうい。寛典の流弊益甚しくなりぬ。續日本紀光仁天皇の寶龜以後紀元千四百年刑法稍峻嚴よして放火盜賊をい衆中よ格殺するに至り。死罪の中新よ格殺の刑と増せり。法曹至要抄華山天皇の寛和紀元千五百四年刑法嚴を加ふといを増す。日本書紀此時朝政漸弛ひ。

つとも亦行われざる所あり。藤原伊周其弟隆家の華山上皇を射奉りしも其罪僅よ流よ止まり。幾もふくて本位よ復したるなとの事さへあり。い地方を横領し。盜賊い京師よ縦行し。朝權遂よ武門よ歸するよ至れり。參取榮花物語、古事談、保元物語等大意鎌倉より後。武人權を執り不及ひてい。古律よ出入りてまゝ。時宜の斟酌あり。其刑と立つるよ四種あり。

禁獄 獄よ繋き限満ちて。放還するもの。

追放 本籍と削りて。他方は放逐するもの。

流罪 近中遠の三等あること古も同じ。

死罪 斬梟首磔。及び三族の差等あり。

文臣は左の五罪あり。

召籠 官衙は拘留も。日限は差等あり。

召怠状 待罪書を徴し。家は屏居せしむ。

勅勘 門扉と鎖して。出入を許さぬ。

解官 本官或は兼官と免するものあり。

除籍 官位と褫奪して。庶人とするもの。

武臣は又左の五罪あり。

召禁 文官の召籠の如し。

過怠 祠寺橋梁等の修理工料を出さしむるもの。

改易 所職を解官の如し。

永不召仕 除籍の如し。

召放 所領の一所或は其幾分を奪ふ。

庶人は別小閏刑あり。

剃半髪 鬚髪の一半を剃除するもの。

焼印 火印と面部は烙記するもの。

闕所 田宅財産を官に没入するもの。

徳川氏の時に至りては、沿革あり。

敲 輕敲 其數五十 重敲 其數一百の二等あり。

追放 所拂江戸拂江戸十里四方拂、輕追放、中

追放、重追放の六等あり。

遠島 伊豆、七島、薩摩、五島、肥前、天草、隱岐、壹岐

等便宜放流す。其無籍の犯徒の尚再犯の嫌

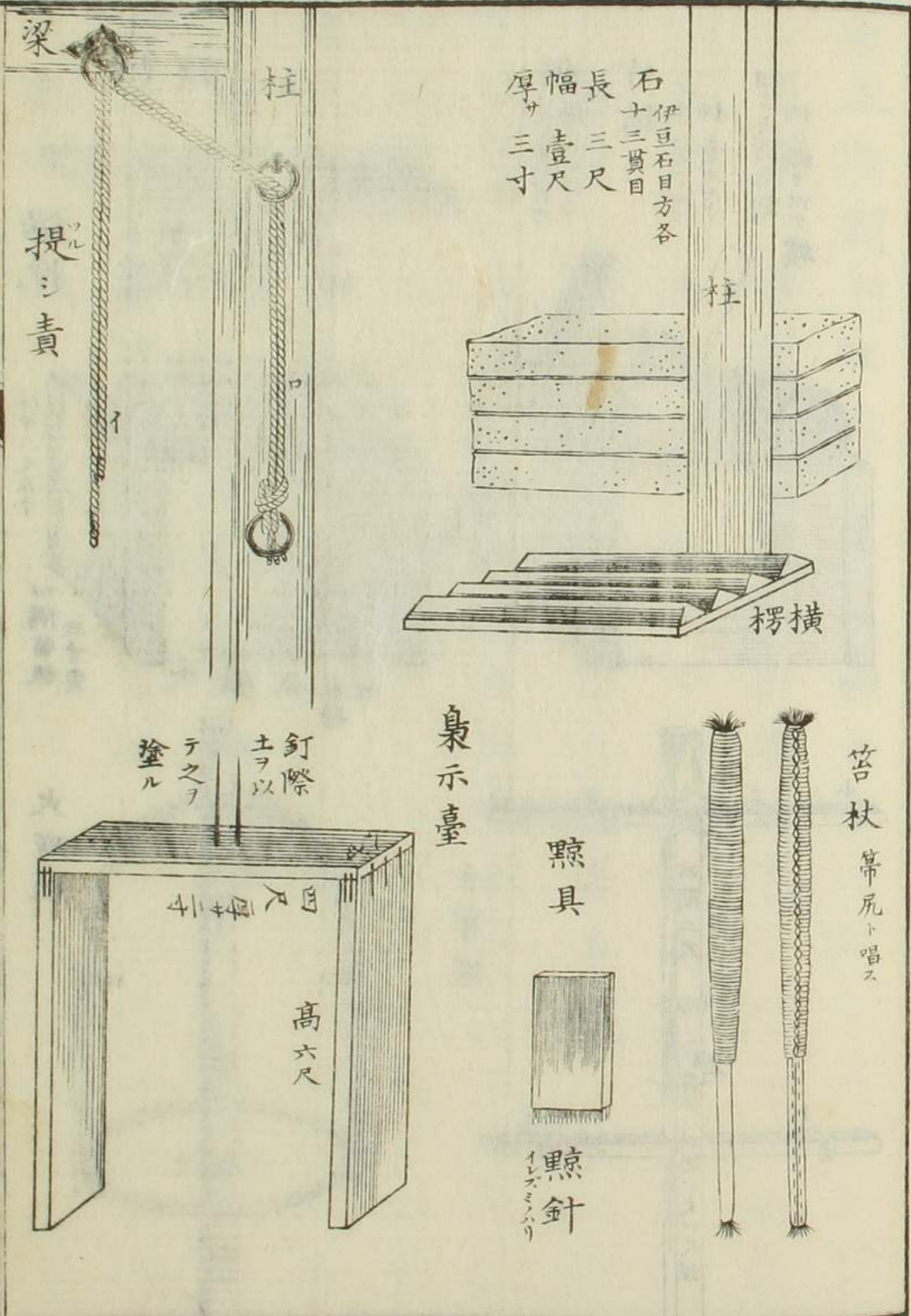
あるものい。佐渡及佃島に發遣して苦使せ

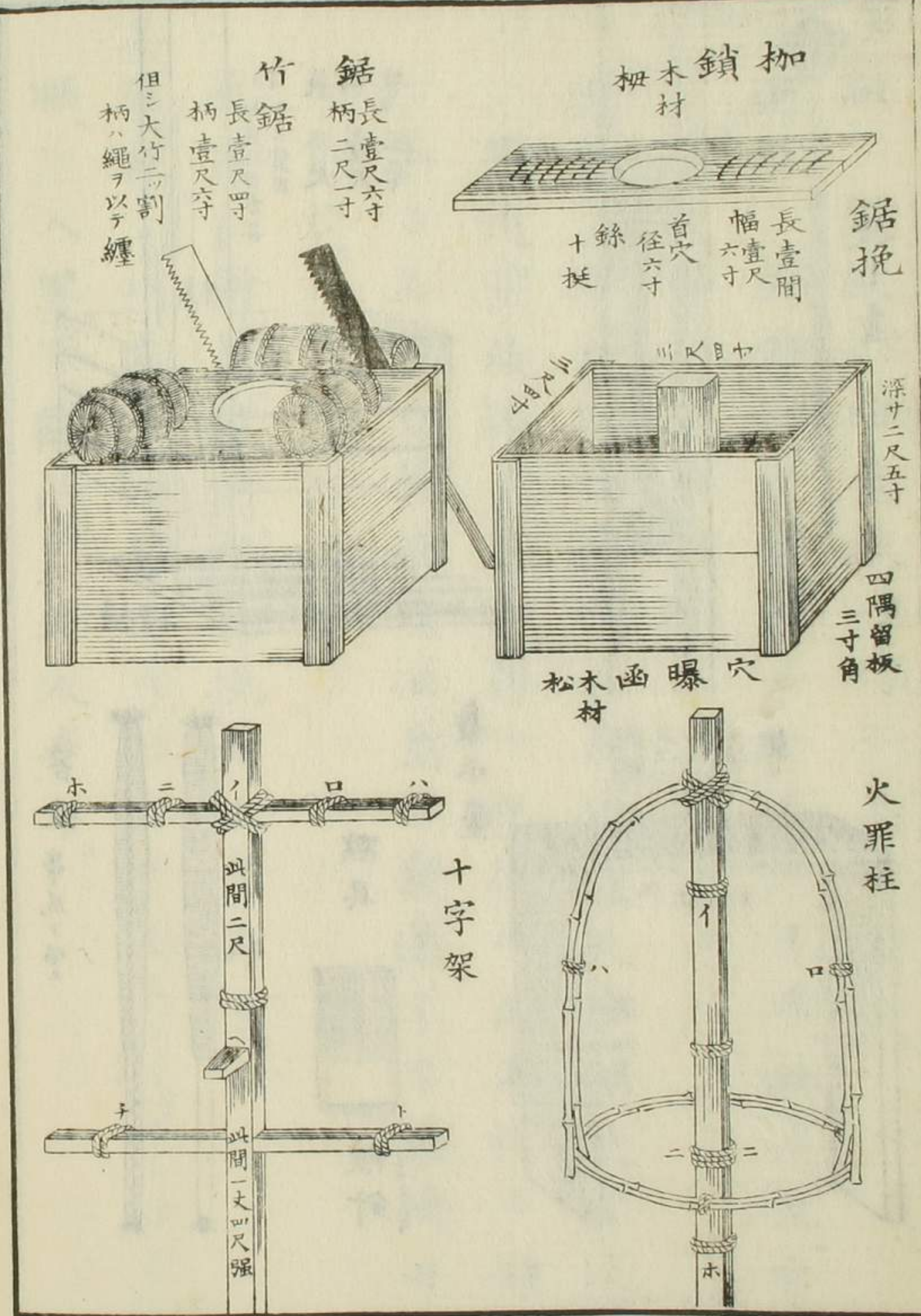
しむ。

死罪 斬、火、獄門、磔、鋸挽の五等あり。

其屬罪より左の四種あり。

晒、入墨、關所、非人手下。





士人の閏刑は左の五種あり。一、遠慮、慎、逼塞の三等あり。二、閉門、五十日、一百日の二等あり。三、蟄居、隱居、永隱居の差等あり。四、改易、永く土籍を削るをいふ。五、切腹。

僧徒は左の閏刑あり。一、晒、追院、構、二等あり。二、宗構の婦女は左の閏刑あり。三、剃髮、奴。

庶人より左の閏刑あり。

呵責 過料 戸閉 手鎖

明治の初、新律綱領を定められし時より、五刑の目と立て、笞杖徒流死とし、各贖金の法あり。其閏刑より、謹慎、閉門、禁錮、邊戍、自裁の五つとし、官吏の公罪私罪と別ち、僧徒婦女老少廢疾より別よ其制あり。改定律例と裁するふ及ひては、正刑と懲役死刑とふし、華族より別よ贖罪の法と立てたり。其他官吏の公私罪、僧徒婦女の閏刑は、尚前律より因りて増損する所あり。後刑法と布くよ及

ひていまこ大よ面目を改めらる。参取東鑑、貞永式目、公事方御  
定書、新律綱領、改定、  
律例、刑法篇等大意。

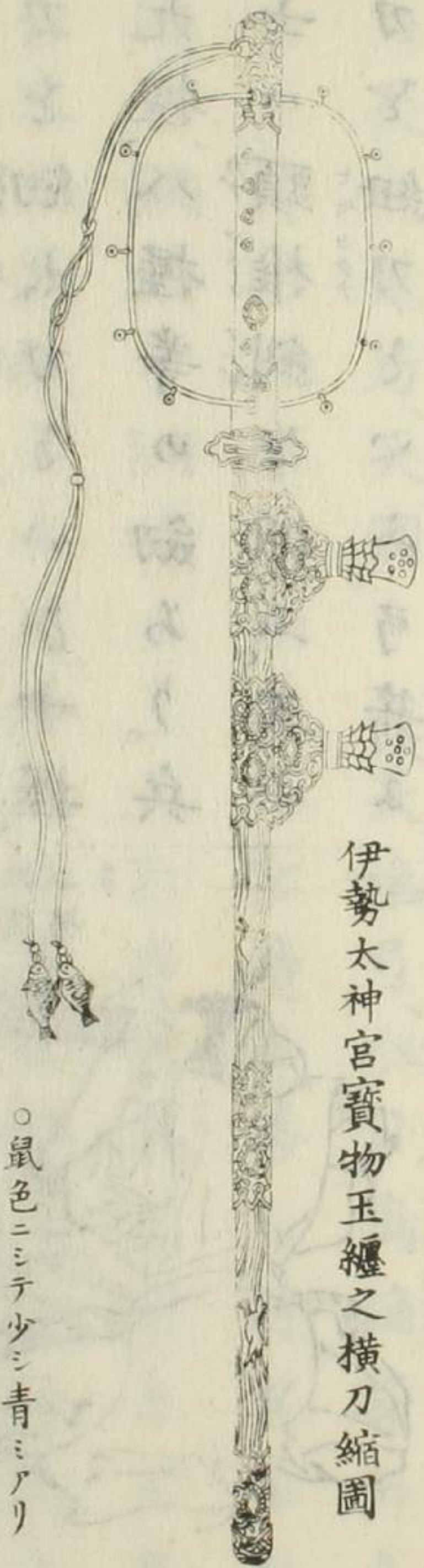
兵制の事

本邦古より武と以て國を建てしなり。尚武の象既よ太古よ著る。伊弉諾尊伊弉冉尊天瓊矛を執りて、大八洲を經畫したまひ。大己貴命廣矛を杖つきて中國と平定せしより、細矛千足國の稱あり。天孫の下土よ降臨したまひし時、二田造大庭造等五人伴領として、二十五部の物部を率ゐ、皆兵仗を帯ひて従ひ。天押日命天津久米命も又弓

矢を執りて前列ふ立くり。兵制の起原始めて此  
見ゆ。日本紀古事記  
曰事紀姓氏錄

神武天皇中國を平定したまふり及ひて道臣命  
大伴部の兵を掌り。大久米命以來目部の兵と  
掌る。此後ミナ世職にて。禁軍と督し宮門と衛護  
せり。可美真手命も亦天物部の兵を掌る。其孫世  
々大連とありて。兵刑の事は與る。かく武官の家  
自定まりて。世職たりといへとも。大事あるふ  
及ひてハ。天皇皇族自その元帥とありて。膺懲の  
典と擧げたまふ。此と以て軍國の權曾て移らん。

伊勢太神宮寶物玉纏之横刀縮圖



三寸五分

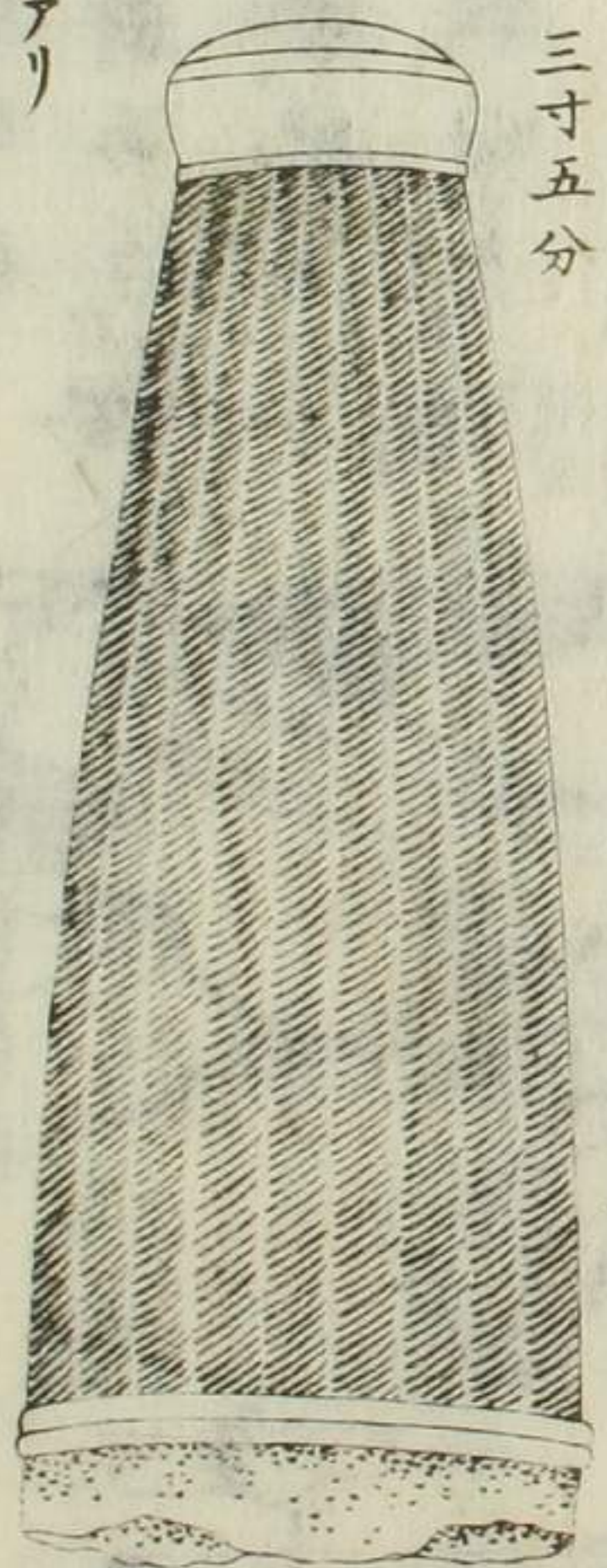
○鼠色ニミテ少シ青ミアリ

神代ノ兵器

頭丸

七寸

○鼠色少シ赤ミアリ



此アタリ圍一寸八分許全體ヒラミナリ





兵威顯赫ふして内外臣

服覬覦と懐くものなる

りき紀古事記日本紀舊事

其兵器ハ矛刀弓箭あり

矛ハ三刃矛嚴矛比々

羅木の八尋矛の類なり

刀を劔太刀といひ十握

九握ハ握等の劔あり兵

士ハ頭椎劔と佩ふ其小

刀と紐刀といふ弓箭ハ

弩の圖前賢故實



ハ天鹿兒弓天羽々矢天抱弓八目鳴鏑等あり上

古ハ専ら丸木と以て弓と造る善く射るものハ

錢盾、鍔的を洞す一これ等の具いつきも本邦

古來の長技なりて外人の毎々驚き所たり神

功皇后の時始めて弩の制あり勁利比ぶものハ

し日本紀古事記萬葉集兵志本朝文粹

天武天皇の朝紀元千三百四十年代諸國ニ詔して陣法を

習せしめ又文武官ハ務めて兵を用ひ馬ニ騎る

ことを習せしめ其兵を充足せしめ馬ハるもの

ハ騎兵とふし馬なきものハ歩兵とふし皆精練

して徴發を應せしむ。若怠るものい決罰し。熟練のものい死罪を犯すとも減等せらるることあり。

日本紀

大寶以後。兵部省天下の兵政を總掌す。徴兵の法。諸國人民男子たる者二十歳よりを正丁とし。以て六十歳に至る。毎年六月三十日以前。京國の官司其所部人民の家口年紀を檢注し。帳と造りて八月三十日以前は太政官に申送を。其人民丁より老より入り。中男より正丁ふ登るべき者。及び廢疾等の課役を免るべき者。國司親其形貌を檢

一若奸欺あるものい事に隨て檢定して。これと帳籍に記入す。其兵士を徴發するものい。三丁毎に一丁と取ると準とし。一國の丁と通算して其三分の一を取らる。其點差する所の者と兵士といふなり。

其徴發を免るべき者い左の如し。

皇親。三位已上の父祖兄弟子孫。五位已上の父子。八位以上の嫡子。内外初位已上の官人。舍人。史生。伴部。使部。兵衛。近衛。仕丁。帳内。資人。事力。驛長。烽長。勳位八等以上。雜戶品部。郡の主政。主帳。牧の長帳。

驛子。烽子。牧子。國博士。醫師。諸學生。貢人。得第せる者。里長。侍丁。及ひ六十六以上の老人。廢疾。篤疾の人。孝子。順孫。義夫。節婦。閭門を表する者。及ひ其同籍の人。兵士。差科の法。白丁の差役。は齊しく。富強と先ふして貧弱を後より。多丁と先よりして少丁を後よりす。國司其名簿と檢して。順次之と發遣上番せしむることあり。令義解

禁内と警衛とるふ六衛府あり。近衛は常ふ天子の親衛とふり。其兵は六衛府あり。大抵官人の子弟と取り。大將。中將。少將。將監。將曹等ありて之と率ぬ。いつれ

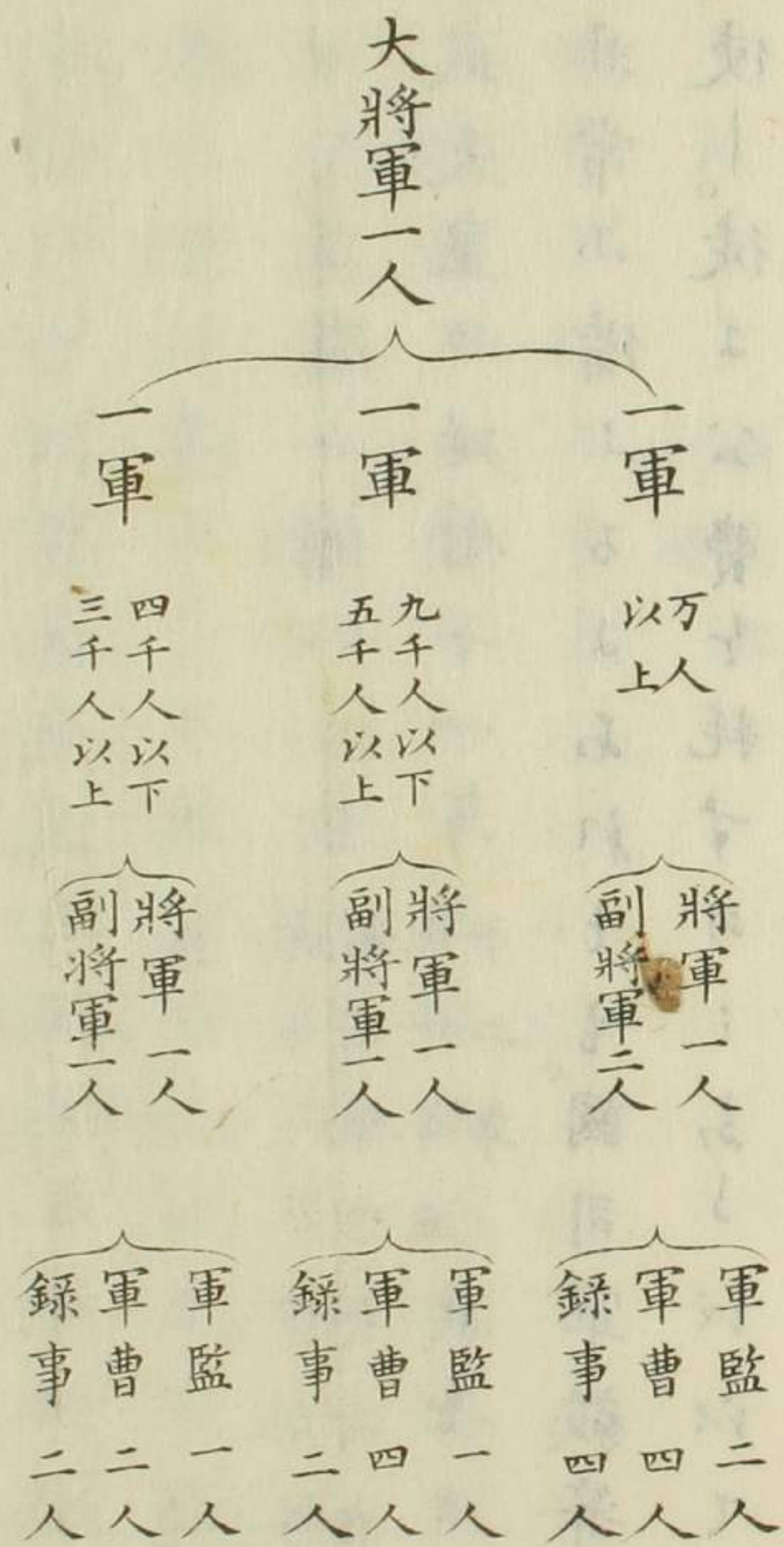
も其任を重くす。衛門。兵衛をいひ。外衛といひ。諸國徵發の兵士と取る。督。大少佐。大少尉。大少志等ありて之と率るなり。六衛の兵員大凡二千七百四十餘人あり。續日本後紀。令義解。職原抄。延喜式。

初め大寶の制にては。衛門。左右衛士。左右兵衛の五府ありしなり。後中衛。近衛。外衛と増して八府とふ。其後また沿革して弘仁三年より始て左右近衛。左右衛門。左右兵衛の名定り。これと六衛府と稱することとなりしなり。職原抄。全標注。

諸國より大抵五六郡毎に一軍團を置く。其職員

兵數大少小よりて等しう。大毅一人少毅二人  
 人よて一千人と領す。六百人以上ふらハ大毅少  
 毅各一人。五百人以下ふらハ毅一人あり。二百人  
 毎ニ校尉一人。百人毎ニ旅師一人。五十人毎ニ隊  
 正一人あり。十人と火と一五人と伍とす。主帥統  
 領して參雜せさらしむ。一火毎ニ軍器と備へ。六  
 駄馬と養ひ。兵士一人毎ニ胡籙、太刀、刀子、及糧鹽  
 等を備へしめて。常ニ庫中ニ貯ふ。令義解、參取三  
 代格、出雲風土  
 記  
 其征討の役あるときハ。更に軍隊と編成す。軍ニ

三等あり。三軍を統ふる。大將軍あり。



西海より太宰府を置きて。外蕃と控制し。防人司  
 ありて。防人の戎具教閱と掌る。防人の諸國の兵  
 士と取り。三年と限りて交替せしめ。以て邊警ふ

備ふるものあり。令義其他陸奥、出羽、佐渡、對馬、壹  
岐とい邊要の國とふし。殊に警備を嚴ふせり。陸  
奥より鎮守府と置きて。蝦夷と鎮壓し。將軍、軍監、  
軍曹、醫師、弩師等あり。後又出羽は秋田城と置き。  
守若ハ介と遣ひて專當せしむ。並に鎮兵兵士  
ありて。不虞に備へしむ。延喜式、三代格、類聚  
國史、職原抄、兵志、  
桓武天皇の延暦十一年。千四百五兵士の設いも  
と非常に備ふるにあれば。國司、軍毅等兵士と  
役使し。徒に公費を耗すのこあるを以て。勅して  
諸國の兵士と停廢せらる。唯陸奥、出羽、佐渡、及び

太宰府の邊要の地ふれり。舊に依りて配置せし  
められし。類聚三  
代格  
平城帝の時に至り。紀元千四百檢非違使と置き。  
後又諸國にも置かれて。盜賊追捕の事を掌らし  
め。漸威權あり。後の押領使、守護  
職等之は基けり貞觀より後諸國  
の兵士衛府の官いつれも弱ふして。用小中ら  
さりし。武備益弛ふ。三代格、三  
代實錄此は於て禁中  
ふら瀧口武者。東宮より帶刀院より北面の士と  
置き。源平の武士を以て宿衛の職とふす。これよ  
り後武門遂に勢を得て。朝廷の兵馬の權と失へ

り。職原抄、尊卑分脈、拾芥抄、

當時の兵器は刀劍弓矢の外、槍あり薙刀あり。衛士の隔日、刀槍を用ふることを習ふ。又鎌槍、鯨尾槍あり。元弘建武の頃、いたりては、一丈の槍と用ふるものあり。今義解、三代實録、太平記、弓矢も亦いよく精しくあり。源平二氏勢ある頃、最弓馬の二つを重くし、強きもの、五人張十五束ふると用ふるに至る。刀劍も良工輩出して、いよく銳利と加へし。武將は、これを收めて傳家の重器とす。其長短大小亦齊なり。建武中、

たりては、六尺四尺若くは七尺の大刀を佩くものありき。東鑑、平家物語、太平記、承久記、後三年合戦繪卷、

そも古ハ牧畜の業盛にして、武士ハ大抵良馬と畜へし。ば、軍事といへば多くハ騎馬を以てす。元弘建武以後、牧畜おとろへて歩戦盛なり。てハ、兵器の沿革せるものと少くを。延喜式、鎌倉幕府、封建を以て制を立つるに及ひてハ、家人郎等、いづきも譜第の世襲にて、一職として、武人なりぬ。いふれとも、軍務を總べ、兵機を司るハ、侍所別當及び所司なり。京都ふを大番を徴し

て番衛せしめ。諸國の大小名も幕府に葵向して。しきり兵武を修めしむ。承久の亂は朝廷の徵發に應せしもの。六万人ふ過ぎしもの。北條泰時單騎にして鎌倉と發せし時。關東の兵士集るもの忽は十九万人及へり。以て兵制の備えれしを見し。東鑑、承久記、參室町の時ほ、こゝに據りてまゝ損益ありといふとも。其代を終るまで争亂已む時なく。應仁以後はいたりて威令遂は行をれも。兵制見ると足るものふし。太平記、應仁記、後鑑、江戸幕府の制、將軍親征をれ

は諸大名皆従ふ。老中の方面の將とありて大名と指揮し。若年寄は旗下の將とある。大番頭は先鋒とあり。先手弓銃頭之は屬を。書院番、小姓組、新番、小十人、歩士等、將軍自率て親衛とせず。大目付、目付は老中若年寄の指揮を監し。使番傳令と掌る。大凡幕下の騎士千七百六十人。番頭組頭百二十人。歩從の士八百三十五人。頭三十一人。組頭六十二人。與力三百二十人。卒四百四十人。弓銃旗卒三千二百三十人。其將長六十一人。與力三百十人。その陪卒と合とれは凡十万人と過く。而して

て諸大名は其封額よりて軍役を課すること  
差あり。大抵一万石の軍役兵四百人と出すと法  
とも。國史徳川實紀  
参取安政紀事  
明治の初め。王政古は復し。二年兵部省と置き。卿  
輔已下の職ありし。後革めて陸軍海軍の二省  
とし。又参謀本部と置く。その徴兵法も屢更正せ  
られて兵農分れ。國民すべて服役の義務あり。  
全國は六師團を配置し分ちて十二旅團とし。  
又大隊區警備隊區に分てり。操練の法造兵の技  
これを歐米に参斟して。我武用て張るよいたま

り。明治史要  
國勢一斑

學制の事

太古敦樸の世は。文字おけれ。書籍もなし。學  
制を布き教育を并勵をなすの事有へきや  
ふ。然れども其教は。おのつら。備はりて。貴賤  
老少口々に相傳へて。祖業を稱述し以て忠君愛  
國の志念と養へり。古語拾遺、本朝文粹、  
参取萬葉集  
紀元九百四十年應神天皇の朝。百濟王との國の  
博士及び典籍と獻し。皇太子菟道稚郎子之と學  
ひたまひしより。文教始めて興れり。日本紀、古事  
記、神皇正統



記これより後漸盛おれとも。或ハ私ニ師を聘シ。或ハ學士ニ就いて學ぶニ過きざりき。大化ニ改新の政ありて。一千三百年代初制度を恢弘シたまひ。尋て天智天皇立させたまふニ及ひて。始めて學校を興シ。大ニ文學を開きたまふり。日本紀、其制大寶ニ至りて全く備ふる。今義解

大學寮 式部省ニ屬シ。學生四百三十人あり。

明經道 メイキョウダウ 周易、尚書、毛詩、周禮、儀禮、禮記、左傳、論語、孝經等と授く。白讀と畢つて講義と教ふ。修身及ひ政治學の科あり。

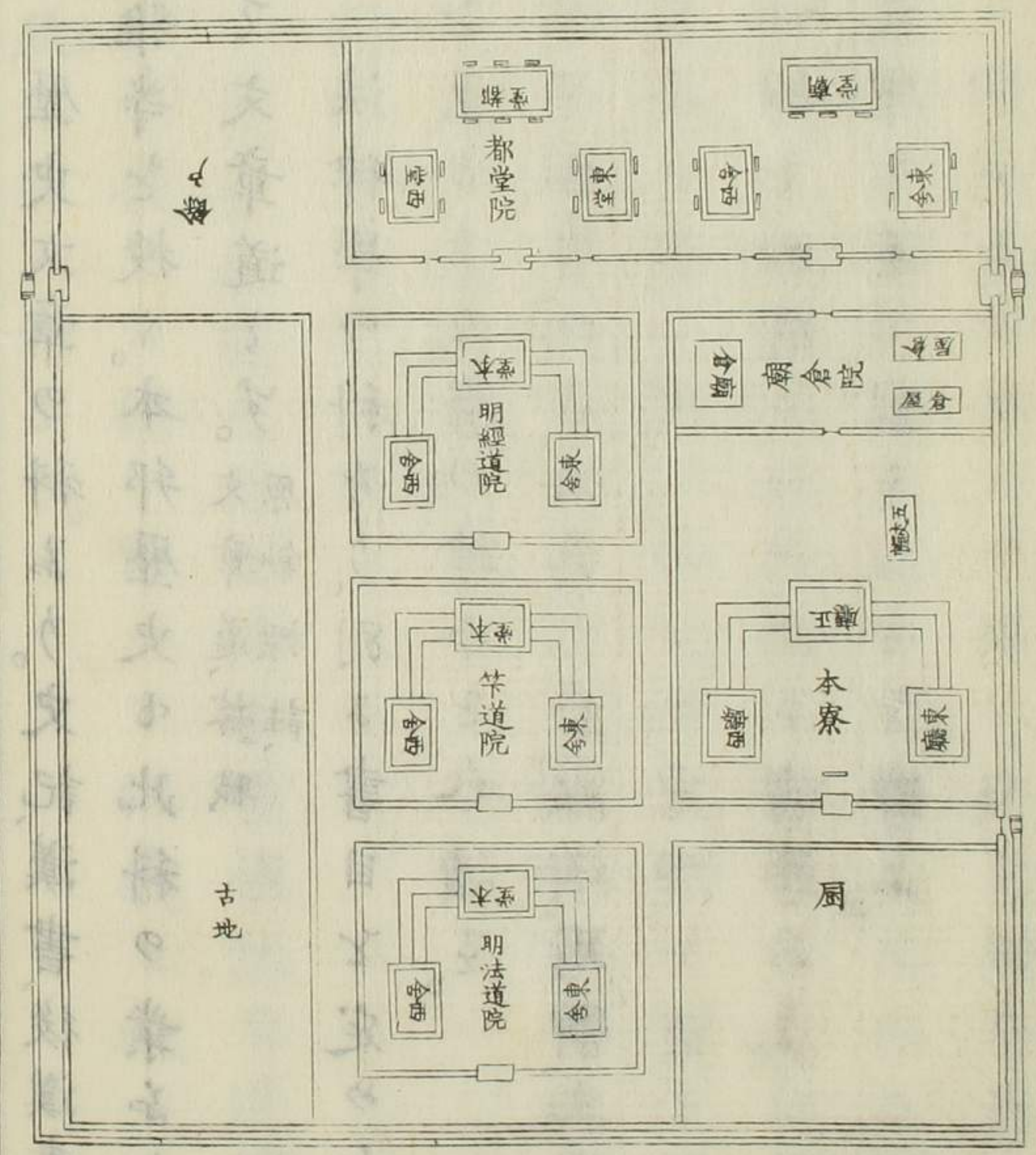
紀傳道 歴史文章の科あり。史記、漢書、後漢書、文選、爾雅等と授く。本邦歴史ハ此科の業あり。後改めて文章道とす。文章道、據職原鈔標註

明法道 メイホウダウ 法律學の科なり。別ニ書目と定めを。現行法を主として。唐の律令を參讀を。

算道 孫子、五曹、九章、海島、六章、綴術、周髀、九司、三開、重差等の書を授く。中々も周髀と重しとす。以上四科と四道とソふ。別ニ書學あり。

書學 文字を善く寫ふことを學ぶ。

大 學 寮 圖



陰陽寮 中務省に屬し、學生三十人あり。  
 陰陽道 占筮相地の事と學ぶ。  
 天文道 天文氣色と習ひ候ふ。  
 曆道 曆法と習ふ。別々漏刻學の科あり。  
 典藥寮 宮内省に屬し、學生八十二人あり。  
 醫學 體療、創腫、少小、耳目口齒の四科とす。  
 針科 針治と學ぶ。  
 按摩科 按摩して傷折を療むる事と學ぶ。  
 呪禁科 呪文と讀み氣を禁する事と學ぶ。  
 藥園科 藥性色目及び種採の法と學習す。

以上いづれも博士ありて。學生は教授も。又雅樂  
寮にてハ。歌、舞、唐樂、高麗樂、百濟樂、新羅樂、伎樂、笛、  
腰鼓の數科は分ちて教習せられたも。伎藝のものは  
あれハ師と稱して。博士といはれず。

地方は於てハ太宰府なるを府學といひ。諸國は  
一所づつ設けたるをハ國學といふ。いづれも國  
博士國醫士ありて諸生を教授す。其學科ハ大學  
寮典藥寮の制は准せり。大抵内外の學生都へて  
三千九百二十二人ありの定員たり。令義解類  
聚三代格  
學生の身分ハ。大學にてハ諸王の子孫。諸臣五位

以上の子孫。東西文部の子。八位以上の人の子。情  
願して許されたるもの等あり。國學を郡司の子  
弟を取る。若し滿數あらずるときハ庶人をも兼  
ね取るなり。いづれも年十三以上十六までふ  
て聽令あるものを取る。後或ハ年齢を伸縮せし  
こともありき。醫生ハ博く衆を濟ふ仁術ある。是  
世業の外庶人をも取る。陰陽雅樂二寮の諸生も  
まこと同じ。諸生入學の初にハ。布一端は酒食を供  
へて其師は束脩の禮を行ふ。在學中の衣服糧料  
ハ。自費官給時より一ありし。

經は三等あり。禮記左傳を大經とし。毛詩周禮儀禮を中經とし。周易尚書及び公羊穀梁二傳を小經とす。孝經論語は必兼ね通せしむ。三史及文選は大經に准む。醫ハ大素經を大經に。新修本草を中經に。小品明堂八十一難經と小經に准む。法書ハ律と大經に。令と小經に准し。算術ハ孫子以下の九經上は共くに小經に准む。天文書を天官書天文志五行大義律曆志大衍曆議等と各一經とす。學生ハ毎旬ハ一日の暇を給ひ。暇前ハ博士との讀講と考試し。歳終毎ハ月考の終日といふ廿日といふ。大試

も。大學生ハ頭及び助これと試む。國學生ハ國司これと試む。在學九年より貢舉に堪へざるものハ退學せしむ。學生二經以上は通をれハ太政官に申送む。大學より舉ると舉人としむ。國學よりすると貢人といふ。科試ハ秀才明經進士明法の四つあり。之ハ書算を加へて六つあり。秀才ハ博學高才の者と取り方畧二條と試む。進士ハ時務策二條と試む。明經ハ經書中四條若しくは三條つゝを試む。書ハよりにて齊しむ。明法ハ律七條令三條と試む。答

の通不通の程度よりて。甲乙若くは不第と定むること亦制あり。書算もこれに准す。

其第を得たるものと位を叙するは。秀才、明經以上、中以上よりて。上、下、中、上、の叙位の例あり。

す。唯式部は留め選を待ちて叙す。これを留省といふ。進士、明法は甲乙と得て位を叙し。丙以下を不第とす。留省のことあり。

峻嚴にして人を得たければ、延喜の制中以上を位を叙するに、延喜式ふせり。

大學國學ともは。毎年春秋二仲の上丁は先聖孔

令義

延喜式

宣父は釋奠を。大學は先聖及び先師顔子と宗祀して配するもの九座。國學は先聖先師の二座のみあり。府學は関子を加へて三座とす。學生校舎に在りて樂と作し。及び雜戲することと許さば。唯琴と彈き射を習ふこととに禁せむ。一年の内缺課百日は滿つれば退解せしむ。在學九年よりて考試は當らざるも亦同し。令義當時學制の整ひたることかくの如し。延曆は新都を奠めて大學寮及び陰陽典藥等の諸寮内裏は相望む。結構輪奐あり。講習の徒は濟々

として曹局は満ち。諷誦の聲は洋々として校堂  
は溢れ。文教の盛ふること未曾て有らざる所な  
りき。参取國史  
本朝文粹

この後施制の宜しきと量り。時は張弛をふして  
學生の學年を改め。任用の年齢を伸縮し。學科の  
中紀傳道と文章道として。重々詩文を以て人を  
取りしふど。時は従ひてさまざま沿革ありき。よく  
て嵯峨、淳和、仁明、文徳の數朝とふよく意を教育  
は用ひたまひしなり。宏才碩徳相繼きて起る小  
至れり。延喜式、朝野羣載、  
参取國史

あるは此頃よりして。文章紀傳は菅原大江の  
二氏。明經は清原中原の二氏。明法は坂上中原の  
二氏。其他三善小槻二氏の書算。和氣丹波二氏の  
醫學。賀茂安倍二氏の陰陽天文等の類。漸家々の  
專業とふりしなり。和氣氏藤原氏等の名族は。各  
私學を建て、其族人の諸生と教育せり。此は於  
てきく私立の學あり。各氏の長者を以て別當と  
し管理せり。國史、職  
原抄  
弘文院 和氣清麻呂私宅を捐して建て。壱田卅  
町と學科を充つ。日本後記、  
拾芥抄

勸學院 藤原冬嗣建つ。天長三年の事あり。日本後記

朝野羣載

學館院 橘氏の私學あり。嘉祥三年建つ。文德實錄

井學院 在原氏の私學なり。元慶五年建つ。西宮記

淳和院 王氏の私學あり。三代實錄

國學に至りては。是より先は既ふ萎靡して振は

と。紀元千五六百年の交に至りては。王朝式微は

して大學もまると衰頽せり。保安三年千七百八十二年

に。孔廟の頽危はよりて釋奠の禮も全うしを。崇

徳天皇の保延中より既は黌舎も頽弊して。縉紳

青衿の徒身と容るる所ありしといへり。百練抄續

本朝文粹

朝權武家は移るる及ひては文教地は墜ち。僅ふ

五山等の僧侶は頼りて就學をふの外なきに至

りしあり。朝廷も幕府も僧徒を擧げて文筆の事

は預らしめ。彼等もまこと己の任といふたり。民

間の子弟よりて學を志すものもまこと僧家は

就きて讀書習字の業を受けしあり。後までも家

塾と稱して寺子屋といふに至れり。尺素往來卧雲日件錄

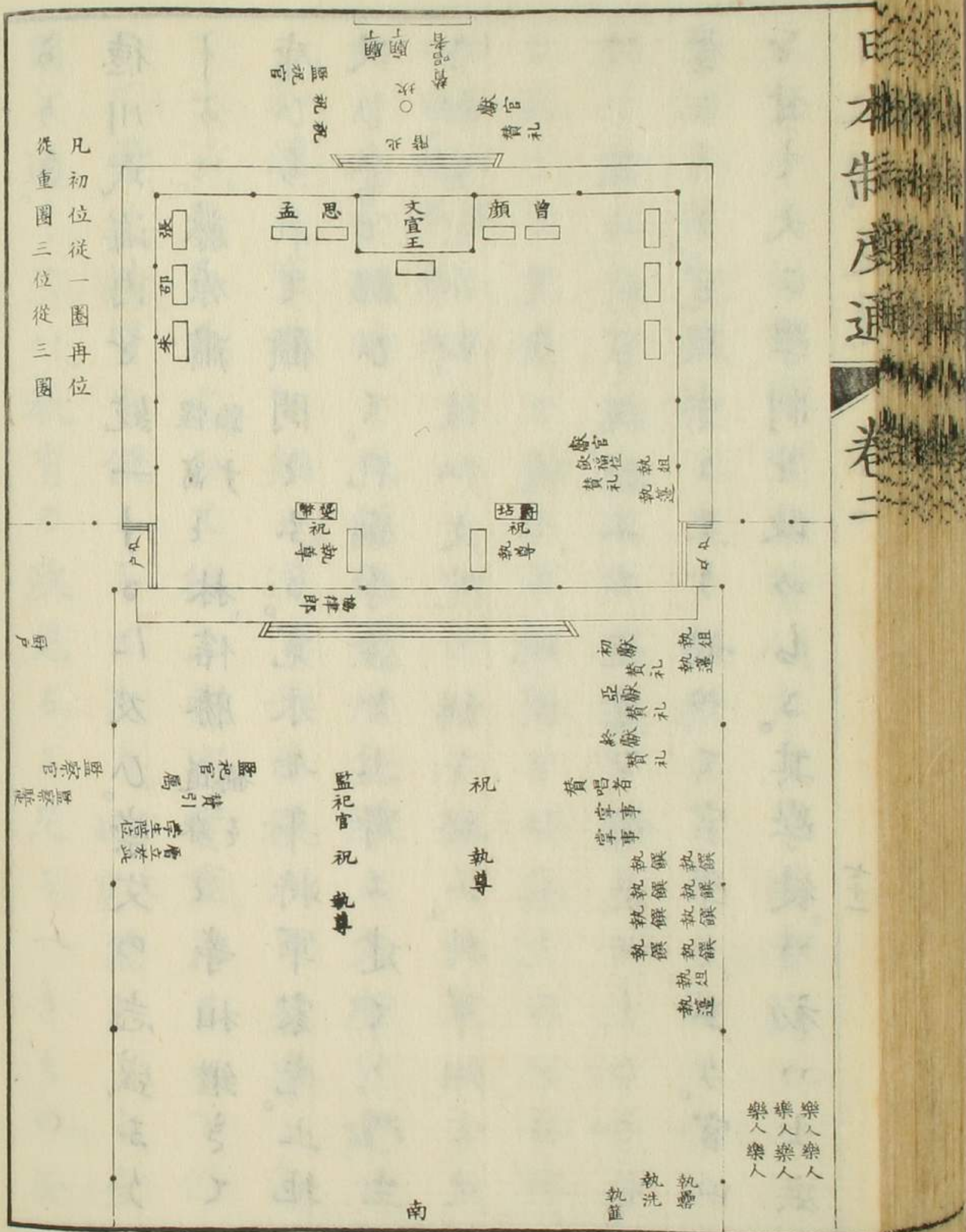
此時國學の遺蹤あり。僅は下野は足利學校あり。

永享中上杉憲實關東管領たりし時。書籍と納め  
學田と付し。僧徒として教授たらしめ。海内唯一  
の學校ありし。兵馬控働の際も。諸國有志  
の徒ハ千里笈と負ひ。游學するもの往々ありき。  
鎌倉大草紙、足利學校事蹟考、  
初め北条顯時。その領地武州金澤に文庫と建て  
。和漢の羣書と納め。遂に子弟族人の習學を充  
てしむ。北条氏亡ひて後。上杉憲實重ねて之を修  
めて學徒講習の便をあたへたり。右文故事然れとも全  
國と通してハ。教育の政見るに足るべきものな  
りき。

徳川氏海内と統一するに及び。崇文の志盛あり  
し。藤原肅惺富と稱す。林信勝道春と稱す。等相繼ぎて  
庸ひられて顧問とある。寛永七年將軍家光。土地  
及び金と賜ひて。孔廟學舎を上野に建てし。門生  
を教育せしむ。後弘文院の稱を賜ふ。將軍綱吉更  
に命じて湯島に徙して規模を弘廓し。名を昌平  
校と改め。將軍親臨みて先聖と釋奠せしことも  
屢ありき。寛政中に至り始めて官學とふり。官田  
と付し大に學制を改めらる。其學徒ハ初ハ士庶

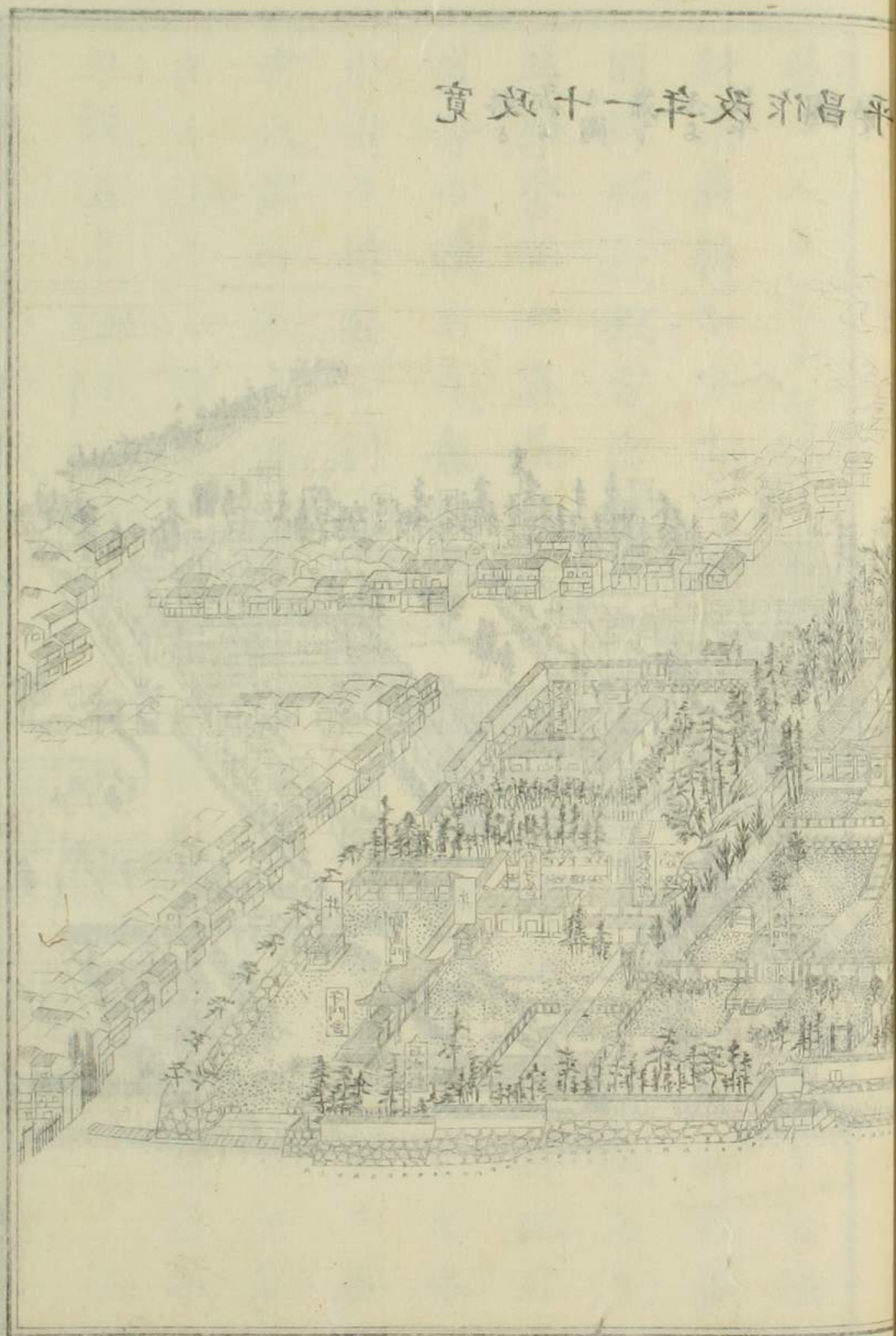


寬政新定釋奠階上階下位圖



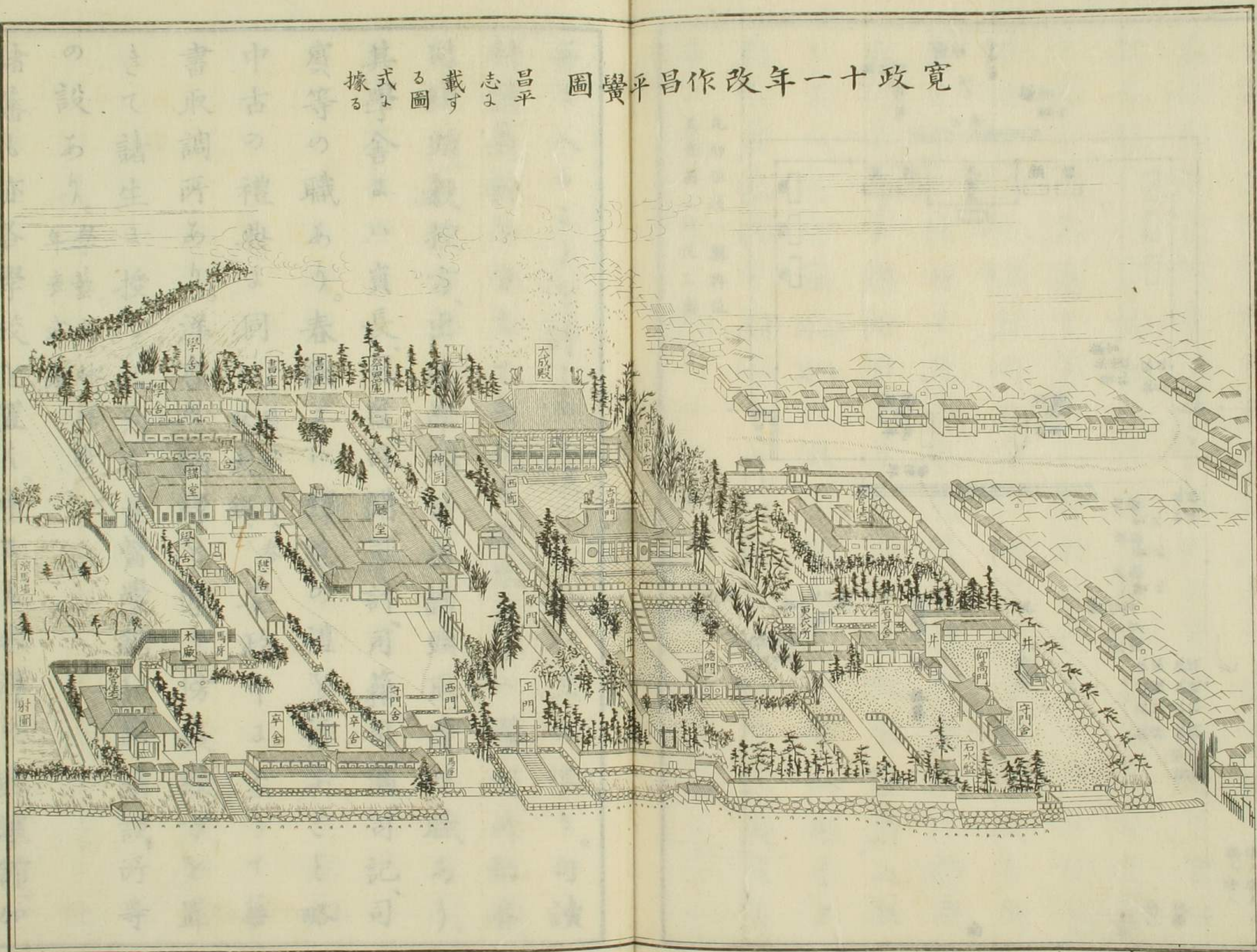
日本制度通 卷二

昌平郊外十一歲

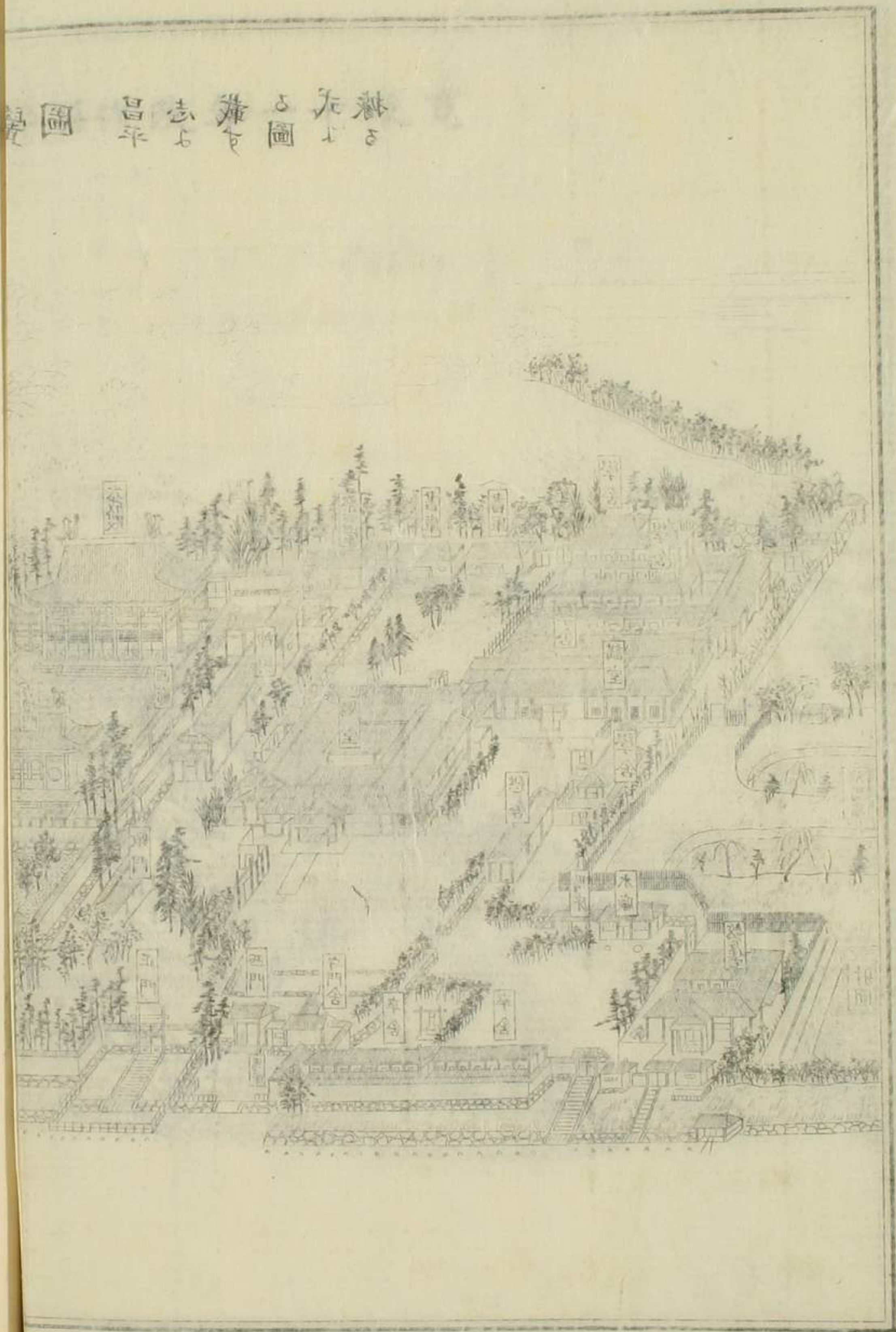


凡初位從一圍再位  
從重圍三位從三圍

寛政十一年改作昌平學圖 昌平志よ載する式よ據る



神皇正統記  
左ノ  
右ノ  
圖  
志  
昌平  
圖



并に入ることと許しつゝの。後ハ士分以上に限り。句讀  
 科講義科と分ちて教授す。後職員より學問所勤番、  
 同組頭、教授方、出役、學問所、世話頭、取等の職あり。  
 其學舎より貞長、司監、司講、司計、司籍、司漏、司記、司  
 賓等の職あり。春秋より釋奠の禮と行ふこと略  
 中古の禮典と同一。昌平志、參取武鑑安政中に至りて蕃  
 書取調所あり。洋書の翻譯と掌り傍教授方と置  
 きて諸生に授く。又天文臺醫學館和學講談所等  
 の設あり。學藝志、林、洋學年表、武鑑  
 諸藩も亦各學校と置く。中にも米澤の興讓館。加

賀の明倫堂。岡山の閑谷學校。尾張の明倫堂。熊本の時習館。鹿兒島の造士館。會津の日新館。萩の明倫館。伊勢の有造館等、最その備えられたるものなり。而して其學科ハ專漢籍と攻めて傍國史と及ひしものなり。諸藩學制書上、學制彙集、藩學の外又私學あり。京都の堀川塾。大坂の懷徳書院等其大なるものなり。堀川塾ハ伊藤仁齋の建つる所。一時從遊の徒三千と盈てり。懷徳書院ハ中井菴庵の建つる所なり。此外諸國の儒流概家塾ありて子弟と教授せしむ。文化至らぬ所

ふりき。

學制彙集、先哲叢談、

王政維新と及ひてハ。新又文部省と置きて全國の學制と總攬せしめ。五畿七道と分ちて八大學區三十二中學區と一中學區と二百十小學區とし。上は督學局あり。下は學區取締員あり。以て就學を奨励せり。後頗沿革ありし。明治二十年ハ。凡一万八百六十二區。其校舍ハ小學、中學、大學、師範學校、專門學校、女學校等。官立、公立、私立と合せて二万七千四百餘所と及ひ。生徒の負ハ二百八十二万八千人と餘れりといふ。文部省第十五年報

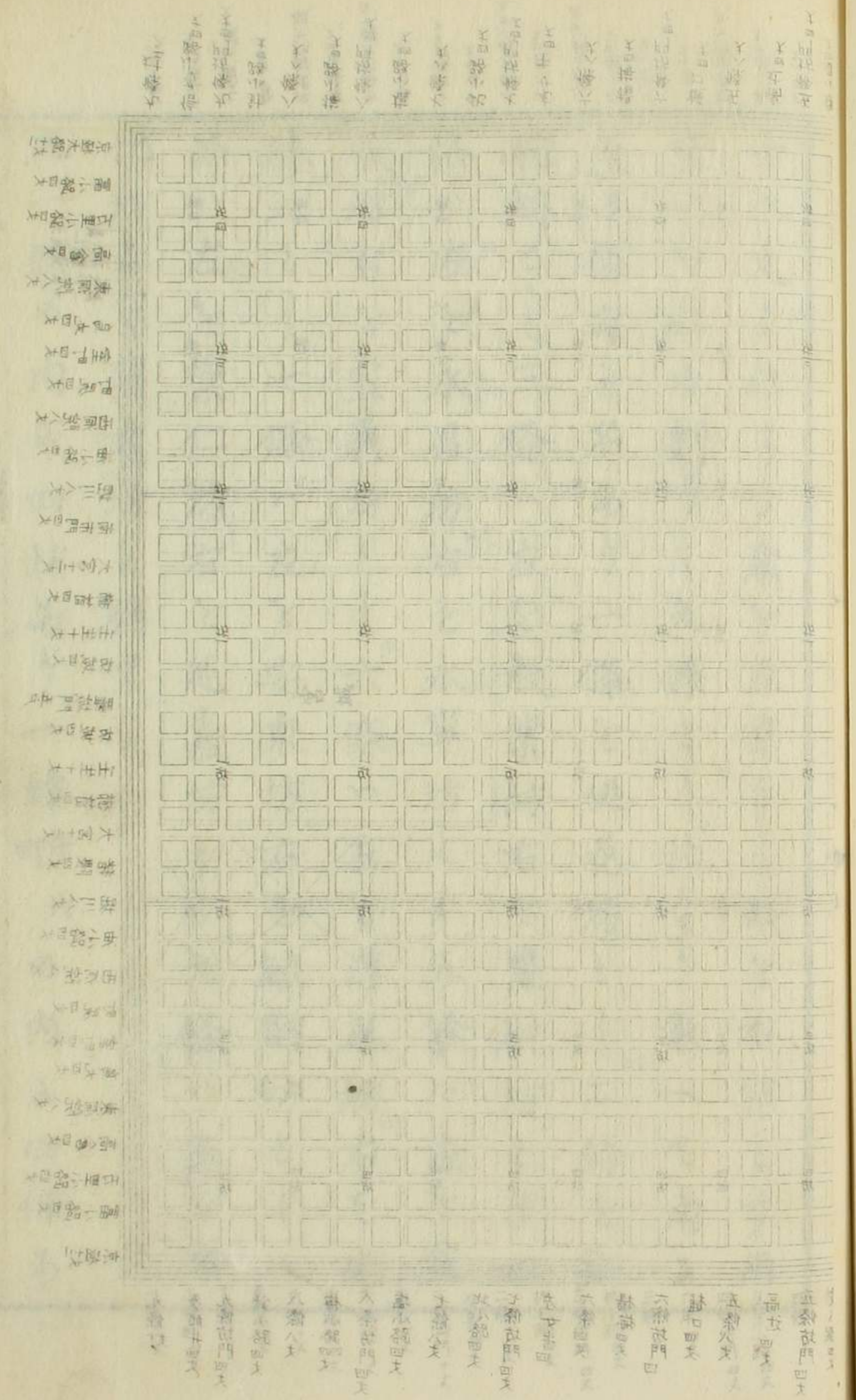
都府の事

伊弉諾伊弉冉の二神。礮馭盧島に降り。始めて八尋殿を建て。天照太神、高天原に瑞御殿を立てたまひて。帝都とふし。皇孫瓊々杵尊筑紫に降りたまふ。不及ひて。笠狭之碕、高千穗宮を定めて。三代此に居らせたまひし。太古の事なれ。其制備らす。

神武天皇大倭の畝傍山の東南に都奠めたまひて。橿原宮とす。規模古に超えたり。然れとも當時の俗、喪葬婚姻等あるとき。必新宮に御せしむ

故に。綏靖天皇以後に。代毎に必都府を遷したまひ。されど大抵大倭國を出てさりき。景行天皇晩年紀元七百八十八年近江國志賀に徙りたまひし。成務天皇此に都したまひて。阡陌に隨ひて邑里を定めし。都府の制始て立ちぬ。此後或は攝津。或は河内。或は山背。或は大倭に徙りたまひ。歷代地を異にせり。日本紀古事記古語拾遺日本後紀元明天皇紀元千七百七十年大和國平城に都したまひ。始めて左右京條坊を定め。大に規模を弘められし。古制一變し。是より光仁天皇の御宇まで帝

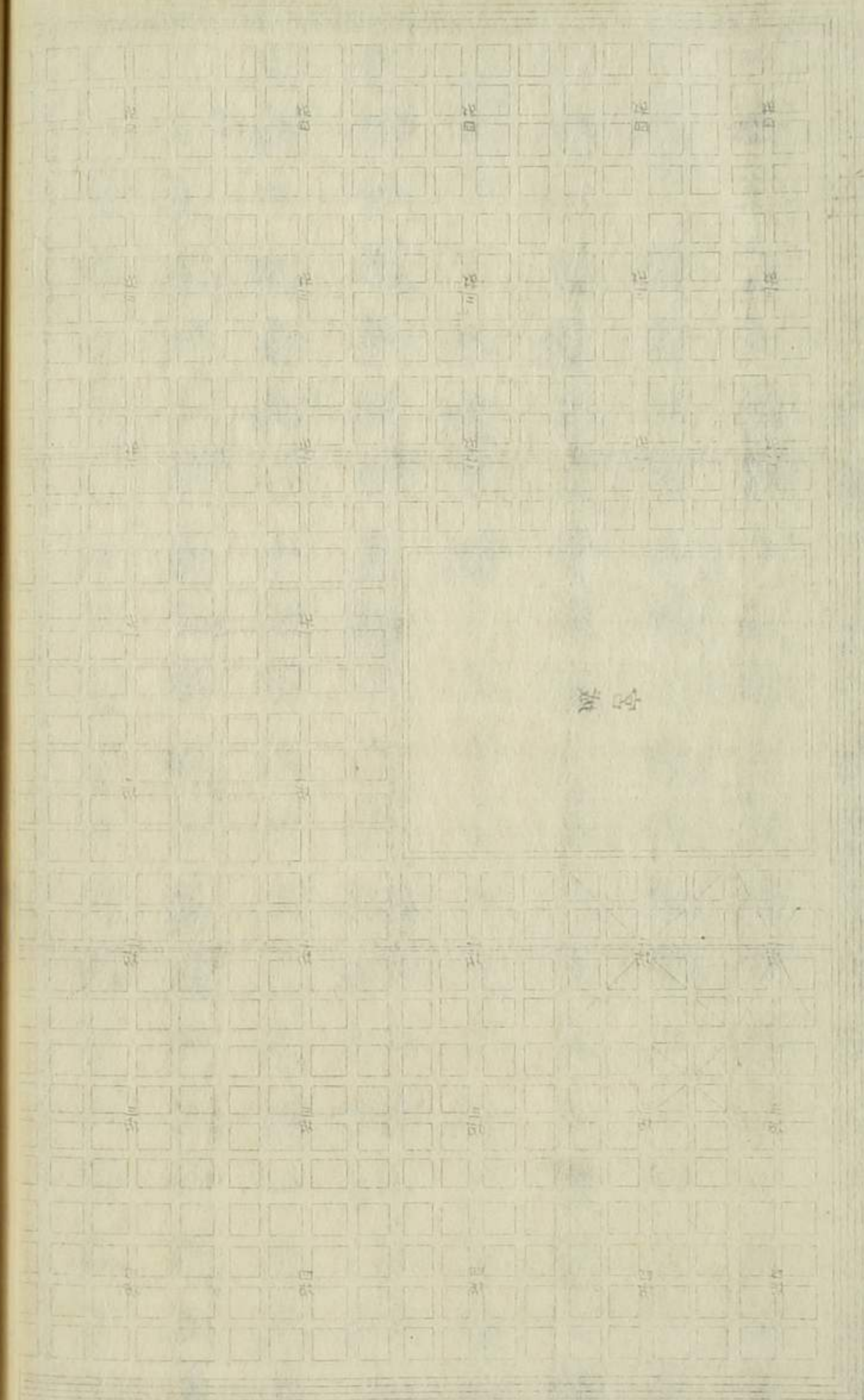
都遷ることありき。桓武天皇の延暦十三年元紀。千四百五十年山城國ハ山河襟帯自然城をふし。形勢の地ありと詔ありて。都を此地に遷して平安京と稱し。國名をも山城と改めたまふ。これより京邑條坊悉備をる。資用莫大ありしと。暫勞を憚らすして永逸を期したりしハ。これより後一千七十五年間の皇都たりき。續日本紀、日本後紀、本朝文粹、拾芥抄、京城の制南北一千七百五十三丈。東西一千五百八丈。朱雀門より直ニ南極の羅城門をいたるまで一大路あり。これを朱雀の大路といふ。弘化二





十八丈これより東と左京と一西と右京とす兩  
 京いづれも劃りて九條と一北より數へて南  
 至る。條毎二名あり一條と桃花坊と一。二條を銅  
 駝坊とし。三條は左と教業坊。右と豐財坊と一。四  
 條は左と永昌坊。右と永寧坊と一。五條は左と宣  
 風坊。右と宣義坊と一。六條は左と淳風坊。右を光  
 德坊と一。七條は左と安衆坊。右を毓財坊と一。八  
 條は左と崇仁坊。右と延嘉坊と一。九條は左と陶  
 化坊。右と開建坊と稱す。  
 凡一條の内は四坊あり。一坊町十六の内は四保あり

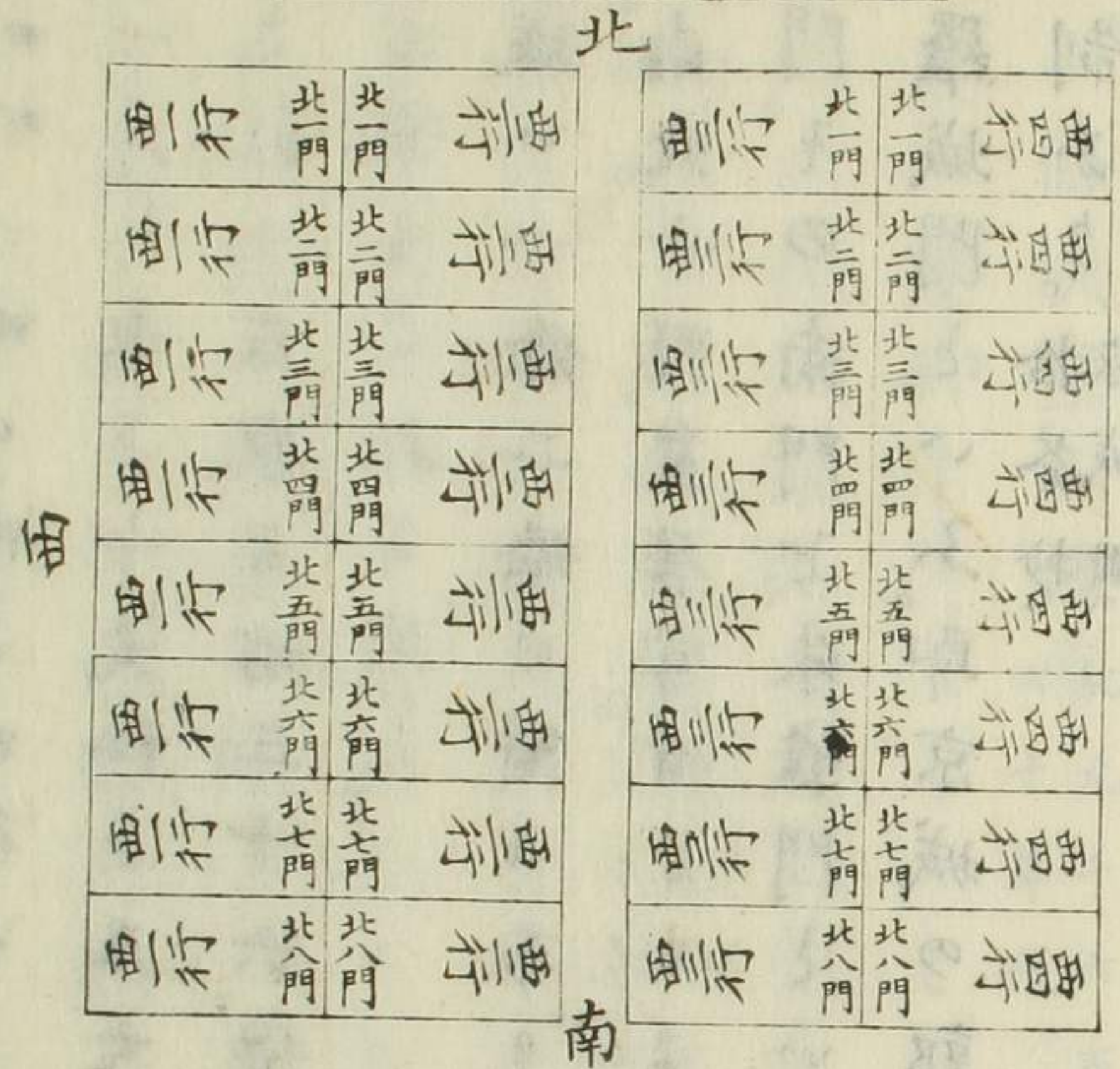
一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百



一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

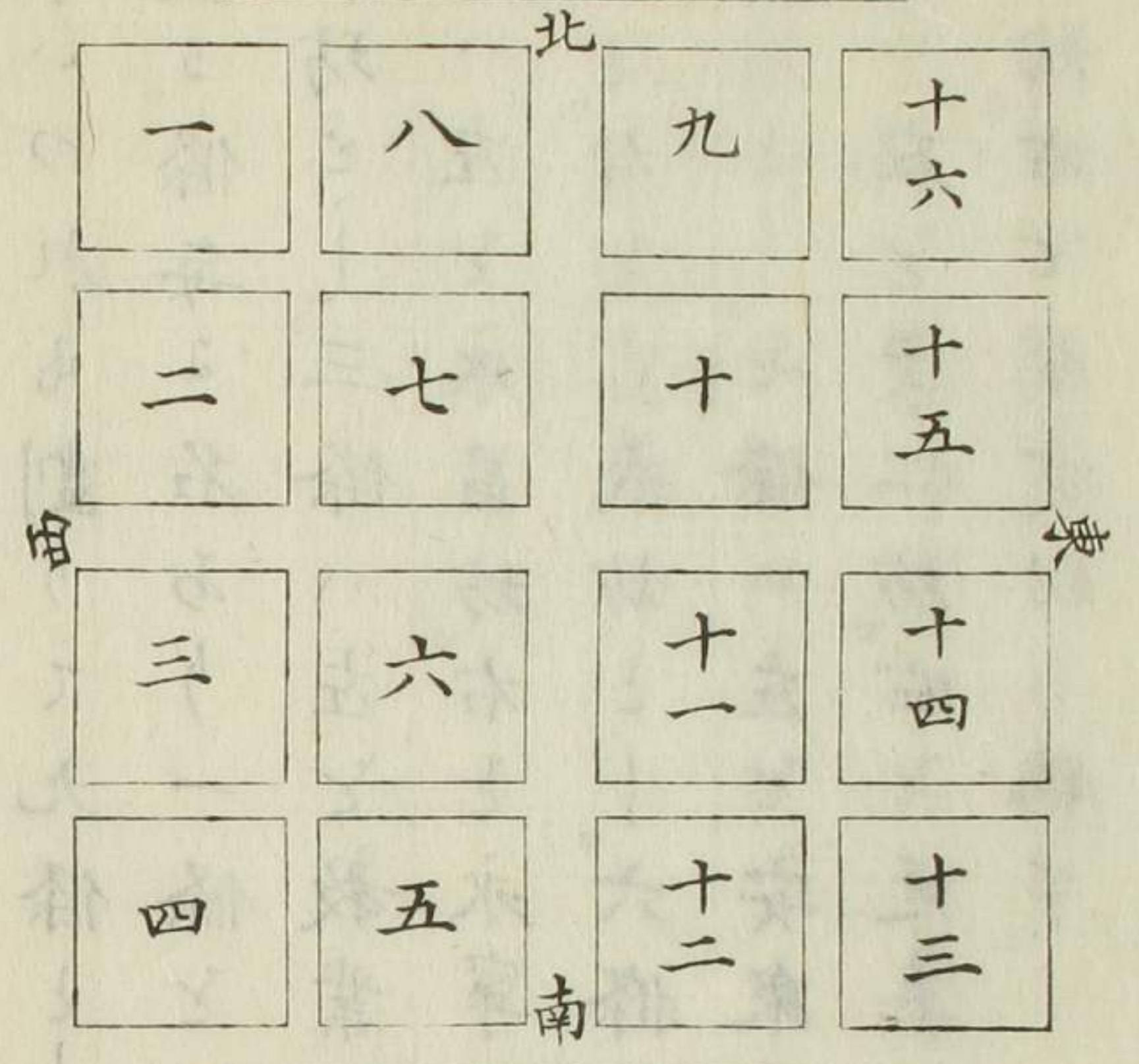


町の圖

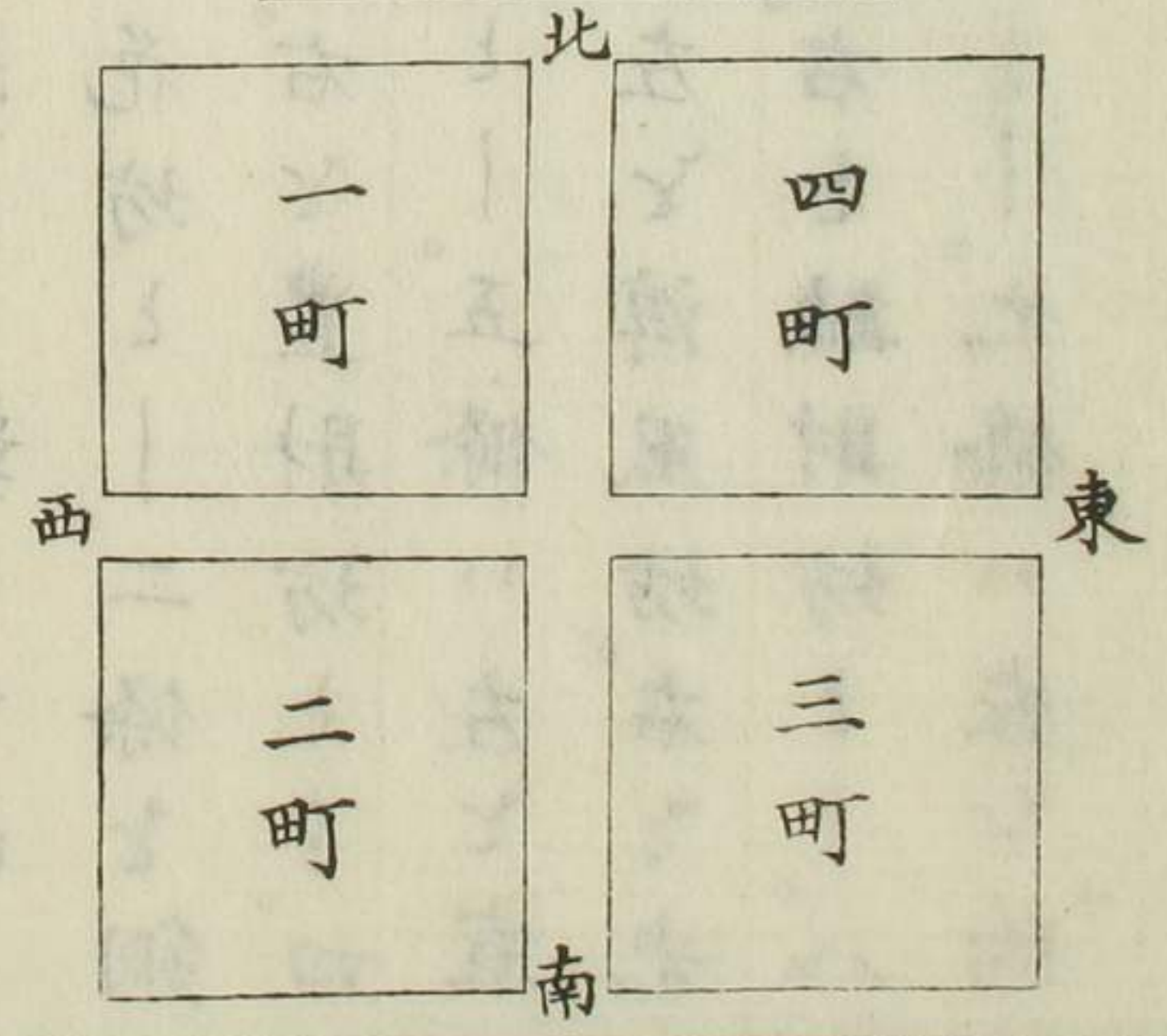


坊は左京の西より東へ右京の東より西へ計ふ  
 町は左京の西北より南へ右京の東北より南へ環りて計ふ  
 行は左京の西より東へ下り右京の東より西へ下りて計ふ  
 門は左京の西北より起りて南へ下り右京の東北より起りて下る  
 中央の一町内の通路より尤も前後左右共に通路ありと知るべし

坊の圖



保の圖



り。一町保一町の内は四行あり。一行の内は八門あり。一戸は長さ十丈弘さ五丈より成る。即一門あり。されは左京は坊三十六。保百五十。町六百八あり。右京もこれと同じ。

皇城は一條二條の間あり。今の大宮より西あり東西八

町。南北十町。皇居官省ともは其内はあり。四面十

二門。その南門と朱雀門といふ。朱雀大路の南極

を羅城門といふ。即京城の郭門あり。二重閣七間

の制あり。拾芥抄京城圖

これらの制。唐の長安城の制は因りて斟定せら

れ。一。所よりて。宏壯整齊前古未曾有の事ありし

り。一條天皇以後紀元千六百禁城災より。里

内裏は遷御す。く。それらも荒廢して。保元

平治以後は。京師は志むく兵馬の區とあり。權記

抄保元平應仁己後紀元二千百百練いたりては。兵

火は罹ること數次よりて。士民堵は安んせず。皇

居も民舎の如く荒れとてたれは。ま。て公卿の

邸宅。市民の肆塵は。鞠りて茂草とふりぬ。織田信

長京畿と定めて。離散の民と安集し。豊臣氏徳川

氏尋て起り。宮闕と造り市區を修めて。今の京都

といふ。尚古京の半部よりて右京ハ遂  
又郊落となりぬ。老人雜話、山城志、

維新の初。大坂ハ都と遷して視聽と改めんと  
の議ありし。明治元年始めて江戸ハ行幸したま  
ひ。遂ハ帝都と名と東京と號し。假りハ幕府  
の本城と以て皇居と定められし。後火災より  
りし。新ハ皇居と營作し。廿二年宮城成り  
て遷御まじき。

國郡莊保の事

太古の時。全國を稱して大八洲國といふ。淡路洲、

伊豫二名洲、筑紫洲、壹岐洲、對馬洲、隱岐洲、佐渡洲、  
大日本、豐秋津洲是なり。いづれも土地の廣狹ハ  
拘はらず。海島の隔を以て名つけしなり。

神武天皇元を紀したまひし初め。大倭國葛城國  
等ハ國造と定め。國の次を縣として縣主を定め  
られたれと。草創の世國縣邑里の制いす。明か  
らす。崇神垂仁の朝と經て。成務天皇の御宇紀元七百  
五年ハ至り。山河と界して大國小國大縣小縣を  
分ち。阡陌ハ隨ひて邑里を定め。東西を日縱とし。  
南北を日横とし。山陽と影面カゲトモといひ。山陰と背面ソトモ

といへり。これ道と分ちしことの始なりき。古事記

本紀

此後歷朝力と開拓を盡くして。次第に國縣を増され。允恭天皇の時紀元一千八百九十一年諸國の國境を標と立てしめらる。繼體天皇の頃一千二百一十年及びひて。全國の數凡百四十四國ありき。縣邑のこと詳み知られど。國造本紀。姓氏錄。

孝德天皇の朝。大化の改新ありて。其二年に畿内の四至を定め。又國郡の制度を建て。五十戸と一里とし。郡と三等に分ちて。四十里と大郡。三十里

以下四里以上と中郡。三里以下と小郡と分ち。此に於て國の下は郡あり。郡の下は里あり。然れどもいまだ七道の稱はなかりしなり。

天武天皇の十二年紀元一千三百四十四年諸國の境界を改正し。文武天皇の大寶二年紀元一千三百六十二年に至りて。

畿内此時ハ四七道五十八國三島と分ち。國を大上、中、下の四等に分ち。郡を大二十里以上、中十里以上、下五里以上の五等に分ち。尋て里と改めて郷と稱し。郷ハ郡を統へ。郡ハ國を統へ。國ハ道をして統ふ。制地の法大に備えり。

元明天皇の和銅六年。七紀元三年三百畿内七道諸國郡郷の名ハ二字ニ定めて好字と用ひしめ。且其風土記と撰進せしめらる然れとも其書多くハ亡佚して今存するものハ常陸、播磨、出雲、豊後、肥前の五國ニ過ぎき。日本紀、續日本紀、今義解、出雲風土記、參取延喜式、和銅より後。施政の宜しきを量りて。時ニ廢置分合の國あり。

出羽 和銅五年越後、陸奥と割きて置く。

丹波、美作、大隅 同六年新ニ置く。

和泉 靈龜二年置く。

能登、安房、石城、石背、養老二年置く。

諏訪 同五年置く。此時全國合せて六十八國

天平中。諏訪、和泉、能登、安房、佐渡及ひ石城、石背の七國と廢せしむ。幾もろく佐渡と復置し。能登、安房、和泉三國と分置せり。嵯峨天皇の弘仁十四年紀元千四百八十年越前と割きて加賀と置き。淳和天皇紀元千四百八十四年の天長元年紀元千四百八十四年多禰島と廢む。これより永く六十六國二島とあり。維新前まで廢置沿革ある事ありき。續日本紀、日本後紀、類聚三代格、

郡ハ初め或ハ評の字とも用ふ。延喜中ニ至りて

全國の郡數凡五百九十。後或ハ東西南北等ニ分  
ちて建てたるものと併せられハ。凡六百郡ニ滿つ  
一。續日本紀、延喜式、王政衰へて莊保盛ふるふ  
和名抄、古京遺文、及ハ古郡漸く廢して。豪民勢家の私ニ建てし郡  
名も諸國往々ニしてこれありしハ。遂ニ陸奥  
五十四郡、武蔵二十四郡、常陸の關郡、笠間郡、數木郡、秋津郡。近  
按とるニ。江の勢多郡、善積郡、伊豆の北条郡、越後の津張  
郡、肥後の米良郡、五家郡の類、中世私建の郡名  
諸國ニ少クす。これ皆郡郷の制ニたれて莊

保盛ふりしより起れり。東鑑、太平記、拾芥抄、國郡全圖、  
郷ハ古の里ふり。圓融天皇の時紀元千六百ニ  
凡三千七百七十二郷ありきといふ。郷の類ニ餘  
戸里といふものあり。戸數の郷とふもニ足ら  
るものといふ。又驛家神戸の二つあり。これも郷  
ニ滿たさるものあり。されと驛家ハ驛舎の在る  
所。神戸ハ神戸のある所ふれハ。多くハ郷ニ屬シ。  
郷名と冠して某驛、某神戸と稱するものもあり。  
諸國均一文獻通攷、和名抄、出雲風土記、新編常陸國誌す。  
莊シヤウハもと田莊園池の類ふり。因て莊園シヤウといふ。其

初ハ蓋人々ミつうら荒地と開拓して領有せしものより起れり。初め海内の地田疇いさゝ開けを。荒蕪少うらさると以て。大寶の令は荒廢田と借作る者ハ。私田ハ三年よりして主ハ還し。公田ハ六年よりして官ハ還を制あり。又新ハ墾する田ハ。養老七年紀元一千三百八十年の格ハ。舊溝ハ依て墾する者ハ。其一身ハ給ひ。新ハ堤防と作りて墾する者ハ。三世ハ傳へ。期限の後ハ之を官ハ納めしめたるを。聖武帝の天平十五年紀元七百三十九年改めて各自の私財とふさしめ。永年所有の地とふして。典質

賣買をも許されしハ。開墾漸盛ハあり。力あるものハ競ふて私田と立てたり。其中佛を信するものハ。寺家ハ喜捨し。資力ふきものハ。權門勢家ハ兼并せられしハ。莊園漸大あり。其地諸郡ハ散在して。鄉村と區域と異とするを以て。各名號と立て、某莊と稱し。遂ハ官の公驗と請ふて。世々傳領をることハ。ふりぬ。續日本紀、類聚國史、類聚三代格、東寺文書、莊園考、按するハ。莊園の所有主と。公家からハ領家といひ。豪民からハ領主といふ。其租入ハ領家領

主と歸して。國司徵集をることと得をされい  
領家領主ハ代官と其地を置きて。莊務を幹當  
せしむると莊長といひ。猶莊司、下司等の職あり。其徵賦等の事ハ租税の下は具ます。  
莊園多くふるよつれて。國郡ハ疲弊をるる故也。  
歷朝宣旨院宣を下して。嚴に莊園を立つること  
と停禁せられたれとも。遂に行われざるものと  
らす。白河天皇以後ハいよく甚しく。莊園國郡を  
跨り。一國の中にて五千町及ふ所あり。大隅の  
島津莊の如きハ。其國の半を占めたり。播磨國の

如きハ。郷保八十九所ありて。莊園ハ一百三十四  
所ありきといへり。此は於て郡郷の制壞まぬ。神皇

正統記、中右記、峯相記、大隅圖、田帳、食貨志、莊園考、

保ハ莊の類にて。其初ハ百姓私墾田とふ。郷村  
と共に國衙の管轄を受け、租賦を納め。其私有  
とふものといへり。もと莊園の如く國司不  
の地はあらざる故也。郷保と聯ね稱をされ  
保も莊も。郡郷の如く朝廷より定めたる制  
ありぬ。いふとと莊。いふと保といふこ  
となく。或ハ大或ハ小。其地は由りて一ふらも一



國の中郡郷庄保大小入亂れて制限あることなし。壬生官務文書、莊園考、食貨志、新編常陸國誌大意又名ミヤウと稱するものあり。これも私墾田ミヤウヂは名字とつけて。公田と分ちしかり。因て名田ミヤウヂといふ。其所有主と名主ミヤウヂといふ。後世これも莊保とからびて。郡郷の間は錯雜す。名田多く領するを大名といひ。少きといふ小名といふ。武家の時地方の豪族と稱して大名小名といふこと此より起れり。東寺文書、東鑑、大意、志凡紀元一千七百年代より後。武家の世より此の

如く亂雜よりして。五百餘年の間と過せしむ。文禄四年。紀元二千二百五十五年豊臣秀吉天下諸國と檢地し。こゝとく々莊保郷里の稱と停め。直に郡を以て町村を統ふることとせり。これより制度一變して。國郡町村とふる。現時の法これより因循と。文禄檢地帳、租明治二年蝦夷地と改めて北海道とし。分ちて十一國と置き。其郡名と定め。又陸奥と割きて五國陸前、陸中、陸奥、磐城、岩代とし。出羽と割きて二國羽前、羽後とし。一郡を分ち

て三四郡とふすものもあましうい。又七十八郡と増も。廿一年に至りて。とへて畿内、八道、八十五國、八百五郡、三十七區、七万千三百十四町村あり。初め徳川氏封建と以て制と立てしうい。大小諸藩國郡は錯雜せり。王政古は復せし初め。藩と大中小の三等は次第を。此時大藩八、中藩四十二、小藩二百二十三あり。又京都、大坂、長崎、箱館、奈良、東京、度會、甲斐、新潟を府とふし。又二十縣と置き。府藩縣と以て地方の三治と立つ。尋て東京、京都、大坂と三府とし。其他を縣とし。四年列藩と廢して

悉縣とふし。北海道は殊に開拓使後北海道と廳とふると置きしうい。一使、三府、三百二縣ありき。後縣の廢置分合屢ありしう。廿一年に至りて。凡三府四十三縣一廳といふりぬ。明治史要、日本地誌、提要、第八國勢一覽、

日本制度通卷二 畢

Faint vertical text columns, likely bleed-through from the reverse side of the page.

